

昭和 47 年度

林業の動向に関する年次報告

目次

第 1 部 林業の動向

第 1 森林・林業の役割とその充実

I 経済情勢の推移と林業経済

II 国民生活と森林・林業

1 森林資源の総合利用

2 山村と森林・林業

3 都市生活と森林

III 国有林野事業の課題

第 2 木材経済と林業経営の動向

I 林産物需給

1 木材需要

2 木材供給

(1) 国産材

(2) 外材

3 特殊林産物等

## II 木材の価格と流通

### 1 木材価格

#### (1) 概況

#### (2) 素材および製材品等

#### (3) パルプ用材

### 2 木材の流通

#### (1) 素材，製材品の集荷圏等

#### (2) 流通機構

## III 木材関連産業

### 1 製材工業等

### 2 合板工業等

### 3 木材チップ工業

### 4 紙・パルプ産業

## IV 林業生産

### 1 素材生産

### 2 育林生産

### 3 苗木生産

### 4 林道の開設

5 林業技術

6 森林保護

V 林業経営

1 経営条件の動向

(1) 林家の経営条件の動向

(2) 林業労働

(3) 森林計画

(4) 林地価格

(5) 林業資金

2 私有林

3 入会林野

4 公有林

5 国有林

6 森林組合等

(1) 森林組合

(2) 造林（林業）公社および森林開発公団

むすび

## 第1 森林・林業の役割とその充実

### I 経済情勢の推移と林業経済

わが国経済は、46年春から夏にかけて景気回復のきざしがあらわれていたが、8月のアメリカにおける金・ドル交換停止、輸入課徴金の実施等を内容とする新経済政策の発表と、それに続くわが国の円の変動相場制への移行、さらに、12月の多国間通貨調整による円の切上げ等の経済情勢のなかで、46年中は景気回復はみられず、わが国経済の実質成長率は45年の10.3%（年度では9.3%）から46年の6.2%（同じく5.7%）へと低下し、一方、国際経済の面では、46年の国際収支は45年の14億ドル（年度では20億ドル）の黒字からさらに増加して77億ドル（同じく80億ドル）の黒字を記録した。

47年に入ると、わが国経済に少なからぬ衝撃を与えるかにみえた円の切上げも、実質的影響は少なく、国民福祉の充実、国際収支の黒字縮小をめざした財政支出の拡大、金融緩和の進展等を背景に、住宅建築、非製造業・中小企業の設備投資、個人消費支出等の増大がみられ、景気回復の傾向が明らかになり、実質経済成長率は47年には9.2%へと上昇した。また、国際経済の面からみると、このような国内経済の回復のなかで、47年の国際収支は47億ドルの黒字を示し、依然として顕著な黒字基調が続いている。

このような一般経済の停滞から回復の過程のなかで林業経済がどのような動きを示したかを概観しよう。

まず、木材需要の大宗を占める建築活動を着工面積によってみると、41年以降対前年比7%ないし25%という高い増加率を示してきたものが、46年には総数では3.6%の減、木造では4.2%の減となっている。着工面積が、このように総数、木造ともに減少をみせたのは近年まれなことであった。

しかし、47年春以降の景気回復の過程で、建築活動は一転して活発化するに至った。

すなわち、47年上期の総建築着工面積は、景気後退の著しかった46年同期に比べると

21%の増、好況だった45年同期と比べても13%の増を示し、このうち、木造建築着工面積は、47年上期は46年同期に比べると13%の増、45年同期に比べると5%の増となり、47年下期では、総数、木造ともそれぞれ上期の実績を上回っている。

また、47年における新築住宅戸数の増加率をみると、住宅産業の進展等もあって、貸家住宅、分譲住宅等の増加率が持家住宅のそれを大幅に上回っている。

このような47年における建築活動の活発化の背景としては、金融緩和による住宅ローンと財政の大幅な伸びに負うところが大きい。いま、全国の金融機関における47年1月～9月の住宅関係資金の新規貸出し状況を見ると、前年に対し全国銀行では1.9倍、相互銀行では2.6倍、信用金庫（47年4月～9月対前年比）では2.1倍となっており、貸出残高においても、それぞれ大きく増加している。

つぎに、紙・パルプ産業部門は、46年においては製品の需要停滞等により業況不振をみせ、47年上期でもまだ回復のきざしは明らかでなく、2月以降板紙部門で不況カルテルを結成し操短を実施していたが、下期では景気回復に伴って出荷指数の上昇等がみられ、業況は好転してきている。

以上のような需要部門の動向を背景として、46年の木材総需要量は、40年以来はじめて減少し1億373万m<sup>3</sup>（対前年比1%減）となったが、47年には景気回復に伴って再び建築材を主体として総需要量は増加している。

つぎに、木材の供給についてみよう。

46年における国産材供給量は、4,767万m<sup>3</sup>で前年より1%減少し、43年以降の逡減傾向を続けた。国産材については、資源的制約、林道等生産基盤整備の立ちおくれ、農山村労働力の減少等供給条件に制約が多く、加えて45年下期から46年を通じての木材価格の下落、低迷もあって、国産材供給は不活発であった。

一方、外材供給についてみると、46年には5,606万m<sup>3</sup>（林野庁「木材需給表」）と前年より1%減少し、40年以降対前年比5%ないし33%と連年高い増加率を示してきた外材供給量ははじめて減少に転じた。そして、45年まで年々増加を続けていた用材総供給量に占める外材の割合は55%と前年と同じ割合になった。

46年においては、8月の円の変動相場制への移行以後は、木材の輸入がより容易になるものと考えられていたが、実際は木材需要の不振と価格の低迷、アメリカ西海岸における国

際港湾倉庫労働組合（ILWU）のストライキ等の要因によって、外材供給量は前述の水準にとどまったのである。

47年に入ると、国産材供給は、上期の市況が依然低迷していたこともあって、その供給量は46年同期を下回っていたが、夏以降材価が回復から高騰へ向かうに従って、その生産活動は活発化し、下期においては、46年同期の数量をかなり上回るものと推定される。

また、外材供給は上期では、ラワン材輸入量が前年同期より9%減少したものの、米材は19%増、ソ連材は10%増となっており、下期では需要の増大により、前年同期に対しラワン材9%増、米材53%増、ソ連材14%増となり、年間を通じてみると全体（その他材および木材チップを含む。）で46年より14%増となっている。

このように、47年には外材輸入量は増加したが、その輸入について、種々の問題が生じてきていることが注目される。たとえば、米材についてみると、アメリカにおける景気回復、とくに住宅建築のブーム化によって、現地における買付けの困難性が増大しており、また、モース法の延長にみられるような丸太輸出規制、環境保護団体の山林局提訴にみられるような自然保護運動の活発化、港湾関係労働争議の発生等、産地国における社会的経済的問題が顕在化しつつあることである。

また、ラワン材についても関係輸出国において、その資源の保続に対する関心が高まっているとともに、ラワン材を含む野生動植物の輸出入規制が国際会議の議題とされる等、ラワン材供給に関して種々の問題が投げかけられている。

つぎに、木材価格の動向をみよう。

46年以降の木材価格の動向を概観すると、おおむね3つの過程に分けられる。第1は、45年下期にはじまり46年から47年春にかけての下落から低迷の時期、第2は、47年夏から秋にかけての回復期、第3は、秋から年末にかけての高騰期である。

この3つの過程における木材価格動向を日本銀行「木材・同製品」卸売物価指数（40年=100）によってみると、第1の過程では、45年10月の140.7をピークとして漸次下落し、46年7月には129.5となり、8月、9月にわずかに上昇がみられるものの、10月以降47年5月までは低迷を続けている。第2の過程の47年6月から10月では、この間に指数は16.3ポイント上昇し、8月から9月にかけてようやく45年の水準に回復し、さらに第3の過程では、10月の148.0に対し、11月の184.7、12月の210.0と異常な急騰を示している。

また、この過程を、原木、製材品についてみると、まず、原木価格指数は、46年には前年に比べ6%下落したが、とくに国産原木については7%下落し、輸入原木の1%下落に比べて大幅な下落となり、従来、不況下でも堅調に推移してきたヒノキ中丸太さえ12%も下落するという戦後まれにみる動向を示した。しかしながら、47年夏以降の回復過程には上昇に転じ、9月には45年の価格水準にもどり秋以降の高騰過程では、とくに国産原木の価格上昇が著しく、11月には10月に比べ23%と大幅な上昇を示している。

つぎに、製材品価格指数は、46年には前年に比べ下落したものの、原木の下げ幅より少ない5%の低下にとどまった。47年に入って、夏以降の製材品需要の活発化を反映して上昇に転じ、原木よりやや早い7月には、すでに45年の水準に回復するとともに、11月には、10月に比べ48%の上昇を示し、同期の原木価格の上げ幅をはるかに上回っている。

このような、46年から47年にかけての木材価格の変動要因についてみると、下落ないし低迷の要因としては、従来からみられていた代替品との競合関係が進むなかで、この時期における景気後退が従来に比べてとくに民間住宅投資に大きな影響を及ぼしたこともあって、木材需要が前年に比べ減少したことがあげられ、また、とくに国産材の価格の低下が著しかった要因としては、このような要因に加えて、外材との競合が不況を契機として顕著化したことによるものと考えられる。

また、価格の上昇ないし高騰の要因としては、前述のとおり、47年における木材総需要は、民間住宅投資等が景気回復の主導的な役割を果たしたこともあわせて急激に増加したのに対して、これに対応すべき供給は、従来からの国産材供給の停滞傾向が続くなかで、6月から7月にかけての全国的な集中豪雨等にまり国産材の供給が一時混乱したことや、外材輸入が前年に比べてより増加したものの需要の急増には対応できなかったこと等の事情があったことがあげられる。加えて46年の木材経済の深刻な不況のなかで、加工、流通の各段階での在庫調整がかなり進んでいたため、上述のような需要の急増基調のなかで、供給を急増させることがより困難となったことがあげられる。そして、これらの要因が複合し、さらに原木手当の先行不安等の諸要因も加わって、夏以降の価格が上昇からさらに急騰につながるものとなったものと考えられる。

つぎに木材関連企業についてみよう。

まず、製材工業ではそのほとんどが小規模経営であって、一般に景気の後退その他経営条件の悪化に対して適応力が弱く、46年の不況時には企業倒産も多くみられた。また、国産材工場から外材工場への転換、小規模工場の減少による総工場数の減少等従来からの傾向がみられた。その後47年下期からの木材需要の増大と製材品価格の上昇によって、製材工

業の業況は急速に回復したが、一方では外材を含め、原木入手についての先行き不安も生じている。

合板工業では、45年下期から46年にかけての需要の低迷、従来からの設備増加による生産過剰等によって在庫量が急激に増大し、経営内容の悪化がみられたため、46年4月以降不況カルテルを結成し、47年3月まで操業短縮が実施された。また、輸出用合板もアメリカの広葉樹合板市場における韓国、台湾製品等の進出によりわが国製品のシェアは低下し、40年に36%であったものが、46年には12%へと激減している。このような背景のなかで、合板工業に関しては、国産原木供給量の減少、アメリカにおける新経済政策と円の切上げ等に対処して、47年度から北海道の国産材合板の過剰設備の調整に対する助成措置がなされた。その後、47年秋以降の市況の回復や、製材品の代替としての需要の増加により、合板工業も製材工業に次いでその業況の回復がみられている。

以上みたように製材工業、合板工業のいずれにおいても最近の業況は活発化しているが、その経営体質は依然としてぜい弱であることから、規模の拡大、経営の合理化等構造改善の施策が必要とされている。

木材流通業についてみると、46年の景気後退期には、従来から進展していた流通経路の短縮、展示即売等の販売促進の努力がなされた。しかし、47年下期からの木材需要の増大、木材価格の上昇により業況は回復し、景気後退の影響がとくに強かったといわれる市売においても、活況を呈するようになった。

また、最近における流通業者の動向として、住宅産業との兼営、住宅機器に至るまでの取扱い品目の拡大、小売り規模の大型化、住宅ローンの設定等が一部にはみられ、経営態様も変化のきざしがあらわれているが、その多くは企業体質について改善の必要がある。

また、外材の供給者たる大手商社についてみると、わが国木材需給における外材依存度が高まるにつれて、商社の企業活動における外材輸入部門の比重が高まり、その部門の活動も活発化している。すなわち、海外においては、米材、ラワン材等にみられるような現地における丸太買付の積極化、また、ラワン材にみられるような資源開発まで含む開発輸入、大型木材専用船による海上輸送、さらに、国内においては木材専用ふ頭の設立や流通基地の建設、外材製材工場等に対する企業の関連の強化等がみられる。そしてこれら大手商社の動向はわが国木材需給に大きな影響を及ぼすようになっており、その役割は年々大きくなるとともに、その社会的責任もきわめて重大となっている。

つぎに、46年から47年にかけての林業経営活動についてみると、46年は、前述したよ



うに、国産原木価格が前年に比べ7%と大幅な下落を示したため林業収入が減少したのに対し、経営費の大半を占める人件費が、伐出賃金で対前年比12%、造林賃金では10%とそれぞれ大幅に増加したことによって支出が増大し、経営収支はかなりの悪化がみられた。

とくに、わが国林業の中核をなしているスギ、ヒノキの育成林業においては外材との競合が顕著なスギだけでなく、従来不況下でも堅調な価格を維持していたヒノキの価格までもが下落するという状況から、将来に対する不安が一段と増大し、経営体の生産活動をみても、46年の素材生産量は対前年比0.2%の減、人工造林面積は対前年度比5%の減、さらに保育への投入労働量の減少等経営不振の様相が濃くなった。

以上のような林業経営をめぐる経済的清勢の悪化に加えて、自然環境の保全・形成を森林に期待する動きが高まり、伐採や林道開設の制限等経営活動に対し規制を求めるケースや、また、全国的にみられる別荘、ゴルフ場等広大な土地を必要とする施設の用地取得が森林にも及んで、林地価格の上昇、無秩序な林地開発等林業経営に支障を及ぼす情勢も生じてきた。

47年に入って、夏以降の木材価格の上昇過程では、46年に低落の激しかった国産スギ、ヒノキ価格が外材価格を上回って大幅に上昇したことを反映して、素材生産が活発化し、一部の地域ではこれまで商品的価値が低かった間伐材までも積極的に取引が行なわれるというように、経営収支の悪化や外材の恒常的増大により退潮気味であった林業経営活動に明るい面も生じてきており、また前述したような外材産地国の社会的経済的情勢から、再び国内林業に期待が寄せられようとしている。しかし、林業経営の内外には林業就業者数の減少、林地の無秩序な開発等の問題が依然として存在している。

## II 国民生活と森林・林業

### 1 森林資源の総合利用

46年からはじまる尾瀬の自然を守る運動にみられるように、また、47年6月のストックホルムにおける人間環境会議の宣言にみられるように、かけがえのない自然を守ることを求める声はまさに国民的ないし世界的な要請といえるまでの高まりをみせてきたが、このような情勢を背景として、わが国では多くの都道府県でいわゆる自然保護条例の制定が行なわれる一方、政府も47年6月自然環境保全法を提案し、これが国会において可決成立されたのである。

そして、このような自然環境の保全をめぐる世論の高まりのなかで、守るべき自然環境の重要な構成要素である森林に対して、太古からの姿をとどめ人間の手がほとんど入っていない

ない原生林・すぐれた自然景観を有している森林、野生動植物が生息している森林等の保護という観点から、一部の地域において道路の建設や森林の伐採について強い批判が提起されたのは記憶に新しいところである。

また、47年6月から7月にかけて高知県土佐山田町、宮崎県えびの市をはじめほとんど全国にわたって記録的な集中豪雨があり、これによって発生した山腹崩壊、林道の損壊等の山地災害を契機として森林のもつ土砂の崩壊または流出の防止、水害の防止等国土保全の機能に対して国民の関心が大きく向けられたのである。さらに、一部の地域では、水不足を契機として、都市化の進展のなかで深刻化しつつある水資源の問題に関連して、森林の水資源かん養の機能についても注目された。

このような森林のもつ各種の公益的機能の発揮に対する期待は、高度経済成長に伴う木材需要の急激な増加の過程で、ややもすれば木材供給機能がより重視されていたことに対する批判でもあり、この時点でのわが国の森林に対する国民的関心は、自然環境の保全・形成、国土の保全等の公益的機能に集中し、森林の木材供給機能はややもすると低くみられがちであった。

しかしながら前述したように、47年秋から木材価格が高騰し、しかも外材輸入についても、産地国の社会的経済的諸事情からわが国に必要な木材の供給量の確保を必ずしも安易に期待することができないという事情が明らかになるにつれて、国内の森林に対して木材の供給源として国民生活の安定に寄与することを期待する声が急速に高まってきた。

このように、46年から47年にかけては、このわずかな期間に自然環境の保全・形成、国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能と、木材生産等の経済的機能という、森林のもつきわめて多角的な機能に国民の関心がより集中したという大きな特徴がみられたのである。

では、つぎに、このような一見相容れないような森林の多角的な機能がどのような形で調和しつつ発揮されうるものかについて、林野庁が行なっている森林の公益的機能の計量化調査の中間報告を参考として述べてみよう。

#### (土砂崩壊・流出防止等国土保全機能と森林施業)

森林が樹根の緊縛力によって土砂崩壊を防止している効果、落葉、落枝などによって地表の流水および土砂の流出を抑制する効果等の国土保全機能は一般に広く知られている。前述の調査によると、森林によって土砂崩壊および土砂流出が抑止されている量は、年間約58億m<sup>3</sup>と概算されており、これは、わが国の全河川が年間に流出している土石量の約100倍

以上に及ぶものである。

森林のもっこれらの機能は、地形、地質、土壌および林相のちがいによって差があり、また激しい豪雨に対しては、この種の保全機能にはおのずから限界があることも事実である。しかし、一般的には前述のような機能の程度は、林齢によって変化することが明らかにされている。

すなわち、森林の伐採後の樹根の緊縛力は伐採後 5 年くらいから低下しはじめる一方、そこに造林された幼齢林の緊縛力は 10～15 年生まではあまり高まらないので、この 10～15 年間の幼齢林の育成期間が樹根の緊縛力をもっとも弱くなり、崩壊しやすい条件になるとされている。その後は林木の成長とともに緊縛力は向上するが高齢林になると再びそれは低下しはじめ、老齢大径木になると強風、強雨による根がえり等の被害をうけやすくなる傾向がある。

このような事実に基づいて、土砂崩壊・流出防止等の国土保全機能と木材生産機能との調和のうえに立った森林施業を考えると、国土保全機能の観点からは大面積一斉皆伐、伐採後の長期の裸地化、同齢単一樹種の連続配置はもちろん、老齢林を粗放のままに放置すること等も前述の理由から好ましいものでなく、小面積・分散伐採、伐採後のすみやかな造林等、積極的な林地の被覆、広葉樹等の保護樹帯の設置あるいは樹種の混交、林相の改良等の適正な森林施業をとり、森林を常に活力ある状態に保つことが必要であり、このことは一方では相当程度施業上の制限をうけるとしても、木材生産機能の向上にかなり役立つものである。

このような理由から、とくに国土保全上重要な森林については、土砂崩壊防備保安林、または土砂流出防備保安林に指定し、禁伐、択伐等の適切な施業を義務付け、また、必要ある場合には治山事業を行なって森林機能の維持増強を図っているが、一般の森林についても地形、地質等に応じて上述のような適正な森林施業をとることが強く期待されるのである。

#### (水資源かん養機能と森林施業)

森林は、降雨を土壌中に貯え、下流域の急速な増水を防ぐ洪水調節作用、森林内に貯えた水を徐々に河川に流出して渇水時にも一定の流量を維持する渇水緩和作用、水質の保全等いわゆる水資源かん養機能をもち、水資源確保のうえで重要な役割を果たしている。前述の調査によると、わが国の森林土壌が水を貯溜する量は年間約 2,300 億トンといわれ、これは満水の琵琶湖の貯水量の約 8 倍に相当する膨大な量である。森林の水資源かん養機能は、土壌に水が浸透しやすく、かつ、その保水能力がすぐれていることにかかっており、やわら

かくしかも厚い土壌の上に腐植した落葉、落枝等の堆積物や地表植物がおおっているような林地が好ましいとされている。

このような森林土壌をつくるためには、落葉、落枝等の有機物の多いことが必要であり、このためには、単位面積当り樹葉生産量の多い活力のある森林が必要である。このような森林のもとで形成された土壌は相当程度の降水にも耐える保水能力をもっているといわれており、新たに水源林を造成する場合には、こうした土壌への誘導を十分配慮した施業が必要である。このような観点から、水資源かん養機能と木材生産機能との関係を見ると、国土保全機能のところでも述べたような適正な森林施業の継続によって良好な森林土壌が形成されることとなるが、このことが樹葉等の有機物生産量を増加させ、材積成長を増大させることになるばかりでなく、その落葉、落枝によって有機質に富む良好な森林土壌の形成へと循環し、水資源のかん養機能をも高めることになるのであって、両者の機能は国土保全機能の場合にもまして、調和が図られうるものである。

たとえば、各種森林のなかでも単位面積当り樹葉生産量がきわめて大きいスギ林にあっては、木材生産の面からも量的質的に価値が高いばかりでなく、豊富な林床植佳や腐植に富むぼう軟な森林土壌を形成することからみて、水資源かん養機能の高いことが知られている。わが国の人工造林のなかでスギが一番多いということは、地質、土壌、気象等わが国の風土にスギがもっとも適していることにもよるが、たくまずして木材生産機能と水資源かん養機能との調和が図られている良い事例であるといえる。

このような理由から、とくに水資源のかん養上重要な森林については、水源かん養保安林に指定し、立木竹の伐採および土地の形質変更の制限等の適正な施業をとり、また、必要ある場合には治山治水事業を行なって森林機能の維持向上を図っているが、一般の森林についても流域の自然的社会的経済的条件に応じて、先に述べたような適正な森林施業をとることが今後ますます期待されるものである。

#### (自然環境の保全および形成等の機能と森林施業)

森林は、従来から林業生産の場としてばかりでなく、すぐれた自然景観の重要な構成要素として、野生鳥獣のおもなせい息場所として、国民の保健休養の場として、あるいは地域住民の快適な生活を維持するのに必要なものとして重要な役割を果たしてきた。とくに近年は、経済の高度成長、社会の高密度化等を背景として、自然とのふれあいを強く求める風潮のなかで森林のもつこれらの機能が従来にもまして重要視されてきている。たとえば、森林が重要な構成要素となっている国立公園(47年5月現在約197万4,000ha、うち森林面積約169万4,000ha)、国定公園(同100万1,000ha、同78万1,000ha)および都道府県立自然

公園（同 199 万 1,000ha, 同 152 万 3,000ha）や、国有林野内に設けられている自然休養林（48 年 3 月現在, 45 カ所, 約 5 万 8,000ha）、とくに景観等のすぐれた県有林等における県民の森（47 年 10 月現在, 32 府県, 約 1 万 5,000ha）等において自然を求める人々が急増している。

また、野生鳥獣の保護繁殖のために必要な森林については、これを鳥獣保護区（47 年 3 月現在, 2,273 カ所, 約 198 万 2,000ha）に指定してその保護を図っている。

一般に、自然景観の形成上すぐれた森林としては、より自然的なもの、たとえば、天然林であって、幼齢林よりも高齢林が、単層林よりも複層林が、単純林よりも混交林が好まれ、しかも、新緑、開花、紅葉、落葉等四季おりおりの変化に富んだ個性ある景観を呈しているものが好まれている。しかしながら、人工林といえども、浅間山ろくのカラマツ林、箱根芦の湖西岸のスギ、ヒノキ林、京都北山のスギ林のように適切に管理された森林には林相の美しさがみられ、このように、自然景観を維持し、あるいは良好な自然を保全し、形成しつつ、しかも木材生産の機能を高度に発揮している人工林も各地に見られるのである。

また、一方、このようなすぐれた自然景観を有している森林や、自然景観の保全・形成上重要な森林は、一般には国土の保全、水資源のかん養上重要な奥地山岳地帯に所在しているので、国土の保全および水資源のかん養の機能の発揮もあわせて期待されているという特徴を有しているのである。

したがって、自然公園特別保護地区の森林のようにとくにすぐれた自然景観を維持している森林等については、風致林施業等その目的に応じた森林施業を行なうことが必要であるが、その他の一般の森林については、気象、地形、土壌等の自然条件等に応じて、自然力による世代交替を活用した活力のある天然林の整備や、前述のような小面積・分散伐採、伐採後のすみやかな造林、広葉樹等の保護樹帯の設置等をほどこした人工林化を進めることによって、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の公益的機能の増大を図るとともに、木材生産等の経済的機能も高度に発揮させることが可能となるのである。

また、都市およびその周辺の森林についてみると、これらの森林は、全森林面積の約 1 割を占め、林業生産の場として重要性をもっている森林も相当あるが、これら都市部の森林は、近年、都市生活環境の悪化に伴って、保健休養の場の提供・大気浄化・騒音防止等のほか、さらには局所災害防備等の機能の発揮がとくに強く要請されている。

したがって、これらの森林は、他の土地利用との適切な調整を図りつつその保全に努めるとともに、健全な森林を造成して、都市住民の生活環境の保全整備を通じて都市機能を一層

充足し、さらに、スプロール化防止にも資することが必要であろう。

以上述べたところからも明らかなように、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の公益的機能と木材生産等の経済的機能という一見相容れないような多角的な機能を有する森林も、上述したような適正な森林施業の実施によって、このような多様な機能を調和させつつ発揮することができるわけである。しかし、一面ではこのような施業をとるに当って林業者の一般的な経済活動のなかでは負担しえない制約が加えられる場合があるが、今後これらの公的制約を伴うものについては、他の受益者の費用負担を考える等所要の調整措置を考慮する必要があるであろう。

以上のように適正な森林施業の実施によって森林・林業ははじめて国民の期待に応えるものであるが、一般的に森林に対する期待は、森林を重要な生業としての林業生産の場に行っている山村と、森林が急速に失われつつある都市とでは森林に対する価値観に相当の差異がみられるので、以下、山村と都市とに分けてその地域における森林・林業の位置づけについて述べてみよう。

## 2 山村と森林・林業

山村地域は、山村振興法の対象地域でみると国土の52%を占めているが、人口ではわが国全体の6%を占めるにすぎない。また、山村地域の森林は、わが国森林面積の65%を占め、これらの森林は国産材の60%に及ぶ木材を供給するとともに、保安林面積の52%、自然公園面積の76%を占め、国土の保全、水資源のかん養はもちろん、自然環境の保全・形成等国民生活に重要な役割を果たしてきている。

ひるがえって、このような山村が高度経済成長のもとでどのように変貌したかをみると、都市部においては、高度経済成長によって第2次、3次産業への労働力の集中、都市機能の整備が進んだのに対し、山村においては、主要産業である農林業は他産業との生産性格差に著しい改善がみられず、山村人口の減少は著しく、いわゆる過疎化が進んでいる。すなわち、所得確保の重要な手段であった薪炭生産が35年の100(農林省「林業生産指数」)に対し、45年にはわずか17に減少し、零細な山村農林家の就業機会と所得が減少したこともあって、35年から45年までの10年間の山村人口の減少率は経済企画庁調査によると21%にも及び、また、旧市町村単位で人口減少率が年2%以上の過疎化現象のみられるところは、全山村の60%に達している。

この結果、今日の山村は、その多くの地域で人口の老齢化が進み、山村集落の社会的機能が低下しており、これまで山村住民が共同で行ってきた道路の修理、山火事消防等の

山村地域の保全管理活動に支障を生じているほか、山村の主要な産業である林業についてもその経営活動に必要な労働力の確保が難しくなっている。

このような事態は、前述したように国民生活にも重要な山村地域社会の健全な発展を妨げ、これを放置すれば山村労働力はさらに減少し、農林業生産の低下をもたらすことはもちろん、水源の荒廃、防災機能の低下、自然環境の悪化もまぬがれないことから、40年の山村振興法制定を契機として山村地域の産業振興や住民の福祉向上をめざして農林業等産業の生産基盤の整備、近代化施設の導入、道路、水道、医療等生活環境の整備等を行なう山村振興対策事業が全山村の90%で実施される等各種施策が推進されてきたのである。

山村地域の産業振興を図る場合、その主体を林業に置く山村が数多くみられる。すなわち、農林省「1970年世界農林業センサス」（以下「1970年センサス」という。）の組替集計によると、山村集落の総戸数133万戸の58%に当たる76万戸が林家であって、これら林家は総所得の2割強（45年経済企画庁調査）を林業に依存し、また、林家8戸のうち1戸の割合で山村地域に林業専業従事者がいる等、林業は依然として山村地域の重要な産業であり、さらに、国内森林資源の合理的な利用の見地からみても、木材の安定的な供給という面で山村地域の林業に対して寄せられている期待は大きい。そして、このような山村を中心に、39年度以降986市町村において地域の林業構造を改善し、林業を近代化して林業生産の増進とその従事者の所得の向上を図る林業構造改善事業が行なわれるとともに、山村地域に多い低位利用の広葉樹林地帯を対象に、林業を中心として総合的な地域開発を図る大規模林業圏開発事業が行なわれようとしている。また、将来の地域林業を担う青年を中心とした林業研究グループの動きも活発で、林野庁調査によると、山村林家の後継者（30才未満）によって組織されている林業研究会等のグループは全国で348団体、4,881人をかぞえ、さらに、これら青年が林業技術の研さんや林業経営の改善等を共同で行なうための実践の場としての「青年の山」が全国182カ所に造成されているのである。

ところが、このように山村地域に生活の場を求める山村住民にとって、新しい事態が生れてきている。

すなわち、都市における過密、公害問題の発生に伴い、都市住民を中心とする国民の間から山村地域の森林に対してすぐれた自然環境の保全と快適な森林レクリエーションを求める声が急速に高まっており、これがさまざまな形をとって山村社会に影響を及ぼしはじめているのである。

まず、山村の豊かな森林とすぐれた環境を求めてレクリエーションとして山村を訪れる人々が年々増加しており、年間1万人以上の人々がレクリエーションのために訪れた山村

は旧市町村単位で全山村数の約3割に達しており、また、山村地域にその面積の約8割近くが所在する自然公園の利用者数は40年の3億人から46年には5億人へと増加し、さらに、国有林内ですぐれた景観を形成しているところに設置された自然休養林の利用者数は、45年度の728万人から46年度の918万人へと増加している。

このような山村地域のレクリエーション利用の増大は、一面で現金収入の取得機会の乏しかった山村における新たな所得源を生み出す可能性をもたらす反面、入林者を増加させ、山火事、林木損傷、植物の盗採等林業経営に重大な影響を及ぼすような事態を惹起させている。

つぎに、レクリエーション利用の増大とも関連して、最近、別荘、ゴルフ場等広大な土地を必要とする施設の用地としておもに森林が開発され、山村地域においてもこのような目的をもった開発や林地取引が急増している。すなわち、林地の転用状況を「1965年中間センサス」と「1970年センサス」によってみると、この5年間における私有林面積は、全国ではわずか0.3%の減少にとどまっているものの、都道府県別には、神奈川県で14%減少しているのをはじめ、栃木県では6%減、奈良県で5%減と宅地造成、レジャー施設の建設等の開発が進んでいる地方における減少率が高くなっている。また、林業経営以外の目的で森林を所有しているとみられる者の増加を「1960年センサス」と「1970年センサス」からみると、この10年間に山林を保有する農家でない個人世帯数が1.8倍の増、林業以外を主業とする会社数が2.8倍に増加している。

山村地域において無秩序に行なわれる大規模な林地開発は、ともすれば、地域全体の調和ある発展という面での配慮を欠き、開発しやすい箇所でも場当りの行なわれることが多く、このことが、木材生産の場として従来から集中的に公共投資の行なわれてきた森林や、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成といった公益的機能の面で重要な役割を果たしている森林をも、無差別に開発する等、地域の土地利用のあり方にゆゆしい混乱と支障を生じさせている。また、林地取引の増加は、将来の土地需要の増大を見込んだ投機的需要も加わり、地域によっては著しい林地価格の上昇をもたらしており、これが安定した林業経営を続けるために必要な経営規模の拡大を阻害している事例もみられる。

さらに、各地の山村において、森林の伐採や林道の開設等の林業生産活動が森林の生態系を破壊し、貴重な自然環境を失わしめるという理由で、これらの中止や変更を求める声が強まってきている。

このような山村にみられる新たな動きは、前述のように過疎化現象に悩む山村にさまざまな影響を及ぼしているが、山村住民が、農林業を営むなかで、このような事態に対応し



て豊かな山村をつくりあげてゆくためには、種々の課題を解決する必要がある。

まず、レクリエーション利用の増大に対する山村地域の対応についてみると、これを新たに農林業に加えて山村農林家の有力な所得源とする動きがみられている。すなわち、四季それぞれの美しい自然を中心にキャンプ場、スキー場等のレクリエーション施設や、民宿、別荘村等を山村住民がみずから設けたり、きのこ、山菜等特殊林産物の販売等を積極的に行なっている例がみられており、「1970年センサス」の組替集計によると、山村地域にあるこれらの民宿は、4,800戸をかぞえ、15万人の収容能力を有している。また、長野県では、公的機関が、比較的粗放利用の町村有林や財産区有林に周辺地域の環境整備も含めて、できるだけ自然を生かして別荘村を造成し、これを分譲して地域振興の原資としたり、また、その管理に当ってこれを山村住民の就業の場としようとする例がみられる。

このような山村の対応のなかで配慮すべき事項としては、

(1) まず、山村住民みずから美しい自然を守ることが必要であり、そのためには、住民みずからが無秩序な開発を防ぎ、林業活動についても十分に風致等を配慮して行なうこと。

(2) レクリエーション利用を目的として地域の開発を進めるに当っては、山村住民の所得向上や地域全体の調和ある発展に十分資するよう住民みずからが主体性をもってこれを行なうことが望ましいこと。

(3) 入林者の増加に伴う、山火事、林木損傷等の人為被害を未然に防止するため、入林者に対する適切な指導を含めた森林の保全管理を積極的に行なう必要があること。

(4) 都市住民をはじめとする山村地域の森林の利用者、あるいは開発者の理解と協力が必要であること。等である。

つぎに、森林の開発・利用の増大と林地価格の上昇に対する対応についてみると、山村地域の森林は、地域住民にとって、林業あるいは、レクリエーション資源として重要な生業の資となっておりと同時に、国民全体にとっても、木材の供給や、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成といった面でかけがえのないものとなっており、これを将来にわたりどのように利用してゆくかは、基本的には、地域全体の調和ある発展を指向する地域住民の意思にかかっている問題であるといえよう。したがって、森林をはじめとする土地の利用のあり方については、山村地域の総合的な土地利用計画、あるいは森林の利用についての計画を地域住民の合意のもとに樹立して、これに基づいて、調和のとれた

適切な利用を実現してゆくことが肝要であろう。

また、そのような地域住民の合意のうえに立った土地利用計画等の円滑な達成を助長するための措置として、国や地方公共団体は、必要な指導を行なうほか、無秩序に行なわれる大規模な開発行為等に対して、これを適正なものに誘導するための何らかの規制措置を講ずることが強く要請されるのである。

さらに、山村地域の森林に対する自然保護の要請への対応としては、森林の施業においてもっぱら経済合理性のみを追求するのではなく、経済性と公益性とを適切に調和させてゆくことが必要であろう。この場合、通常的林業活動は、本来、森林資源の保続培養と森林生産力の増進をめざし、絶えず活力ある森林の育成を指向してゆくものであって、この限りにおいて、基本的に経済性と公益性との調和の実現が図りうるものであると考えられる。しかしながら、最近における自然保護運動の高まりによって、地域によっては、林業者が長期にわたって営々として育てあげた人工林に対してすら、伐採中止の要請があったり、あるいは、林道開設に対して特殊な構造や工法を求める声が聞かれるが、このような施業の制約による費用の増嵩については、そのすべてが林業者の負担に帰せられることなく、適正かつ合理的な費用分担の理念が確立され、その実現が図られることが望まれるのである。

### 3 都市生活と森林

近年におけるわが国経済の高度成長は、都市への人口および産業の集中をもたらし、この結果、地価の高騰を伴いつつ都市のスプロールの拡大がみられるとともに、大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害が激化しているほか、都市およびその周辺部では、田畑、森林等の緑が急激に減少している。

緑のそう失を東京都全域についてみると、宅地化が外延的に拡大して田畑から林地に及びつつあり、区部における森林、樹木のそう失はもちろんのこと、主として林業的利用がなされてきた八王子市、多摩市等を含む浅川森林計画区においてさえ、40年に1万5,000haあった森林のうち約2,000haが、5年間に宅地化されるというような状況にある。

緑のそう失は、このようにその面積が減少しているだけでなく、大気汚染、地下水位の低下等により東京都心部では、モミ、スギ、アカマツ等の成木はほとんど失われ、ケヤキ、シラカシ、シイノキ等も都内全域にわたって衰退している。

以上のように、都市における緑の量的減少ないし質的低下は、単に東京都の区域に限らず、

全国的な住民の意識のうえにもはっきりとあらわれている。総理府「環境問題に関する世論調査(46年)」によると、都市から農村を含めた全国規模では、生活環境の問題として「緑が少なくなった」ことをあげた者は、全回答者の20%と、「水の汚れ」を指摘した者の27%に次いでいるが、過密化の進んでいる6大都市では、「緑が少なくなった」が44%と、「水の汚れ」を指摘した24%を大幅に上回っている。

ところで、都市における緑としては、森林のほかに芝生や花壇を配した都市公園、街路樹等があげられるが、わが国の都市では、これらの緑が少ないという問題があるだけでなく、都市周辺部の森林もきわめて少ないという状況にある。

西欧の諸都市をみると、都市の内部や都市にきわめて近接したところにかんがりの規模の森林を有している事例が多い。たとえば、パリのブローニュの森(面積約900ha, 都市内部)、ヴァンサンヌの森(同900ha, 都市内部)、ウィーンの森(同2,500ha, 都市内部から近郊10数kmにわたる。), アムステルダム(同900ha, 都心から数km)、フランクフルトの森(同4,200ha, 都心から数km)等は規模も大きく都市住民の生活にとって欠くべからざるものとなっている。

一方、わが国において西欧の都市林のようにある程度の規模を備えたものをあげれば、東京都心部では明治神宮の森(面積約70ha)、目黒の自然教育園(同20ha)等であり、大都市の外縁部では、国有林を主体とする東京都の高尾山(同770ha, 東京都心部から約50km)、愛知県の定光寺(同720ha, 名古屋市を中心部から約40km)、大阪府の箕面(同960ha, 大阪市の中心部から約20km)等があげられるにすぎない。

都市および都市周辺部の森林が都市住民の生活にとって密接不可分であり、かつ、重要であるのは、森林内の静寂さ、夏季の涼しさ、野鳥、昆虫等の小動物との触れあい等、森林との接触を通じて生活に潤いと安らぎを覚えるという精神的な効用だけでなく、これに加えて、防風、防災、防音等の効用が大きいこと等によるものといえる。

ここで、現にこのような効用を有している西欧諸国やわが国のこの種の森林の成立過程をみると、決して自然のままに成立したものではなく、長い年月と多額の資金を投入して造成されたものが多い。

たとえば、西欧諸国では、裸地からつくり出したものとしてアムステルダム(同960ha)の森があるが、この森林の造成は、今からおよそ30年前にはじまり、干拓地という植物の生育にはきわめて不適当な条件のもとで、樹木の植栽に適した土壌条件をつくり上げるための用排水路の整備や盛土等の基礎工事を実施するとともに、植栽に当っては、カシ、ブナ等を主体とし、

低湿地帯で成長の早いハンノキ、この地方に生育しているかん木等を ha 当り 1 万本の割合で密植し、このハンノキ、かん木等に成長の遅いカシ、ブナ等を保護する役割をもたせるといふ植物生態にそった植栽技術が施され、現在の森林が形づくられているのである。

一方、わが国では、東京都心部における貴重な森林である明治神宮の森は、大正 4 年から 9 年にわたって植栽され、その後の長期間にわたる保育、保護等の管理を通じて造成されたものである。植栽前は、一部のケヤキ、クヌギ等の雑木林を除き過半は草生地で、土壌条件は乾燥し肥沃度が低く樹木の生育には適していなかったが、神宮にふさわしい荘厳な森林を造成すべく、造園、造林、保育、保護等、広範囲にわたり当時の最高技術が駆使された。植栽された樹木は、アカマツ、クロマツ、スギ、ヒノキ等の針葉樹、シイノキ、シラカシ、クスノキ等の常緑広葉樹をはじめとする 365 種、10 万本の多くをかぞえるが、献木のほかに、全国 1 万 1,000 名にのぼる青年団による労働奉仕等が行なわれ、これらに要した莫大な費用を除いたその他の森林の造成費だけでも、現在の金額に換算して約 2 億 5,000 万円に達するものと推定される。

以上述べたように、現在、われわれにとって貴重な都市の森林は、過去の多額の投資と長年の努力を費やしてつくられてきたが、今後ともこのような努力を続けていかねばならないことはいふをまたない。都市化の進展、都市部における地価の大幅な上昇のなかで、都市内部に大規模な森林を造成することについては、今後かなりの費用と長年月を要することと思われるが、このような情勢に対処するものとしては、都市周辺部において現に存在する公的森林を中心として、自然休養林や県民の森のような形での生活環境の保全に役立つ森林を積極的に造成していくことが望まれている。

また、以上述べたような都市周辺部における比較的大規模な森林の造成ということのほかに、今後の都市生活に関連して問題となる緑の造成の対象地としては、公園、住宅地、学校、工場団地、高速道路、空港等いろいろ特徴のあるものがあげられるが、それぞれの事情に応じた緑化を推進していく必要がある。しかし、これらの緑化対象地は有機質が少ないという土壌条件だけでなべ、大気汚染等樹木の生育にとって劣悪な条件にあり、このような条件のもとで緑化を進めていくには、基礎的に土壌学、植物学、造林学等の自然科学はもとより都市工学、社会工学等すべてを網羅した広範な分野にわたる技術を総合化して行なうとともに、そのような技術の普及に努めなければならない。

また、このような緑化にぜひとも必要な緑化用樹木の生産、流通の実態についても、ぼう大な需要に対応するにはまだ生産状況は零細分散的であり、流通機構も複雑多岐であるという面もあって、今後かなりの改善を要するものがあると考えられる。

したがって、今後の問題点としては、先に述べたような、地域に応じた緑化技術の普及と緑化に関する科学の総合化を図るとともに、緑化樹木の生産、流通の合理化等の課題を積極的に解決していかなければならないのである。

### III 国有林野事業の課題

わが国の国有林野は、全森林面積の約 3 割を占めているが、その分布状態は沿革的なものであり、北海道、東北、中部および南九州に多い。また、民有林野が比較的里近いところに位置しているのに対して、国有林野は、各地のせきりょう山脈沿いの比較的奥地に所在しているところから、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の公益的機能を重視すべき森林が多い。

国有林野事業は、昭和 22 年以降、企業特別会計方式のもとに、これらの国有林野を一体として管理経営することによって、国産材供給量の約 3 割を安定的に供給するとともに、全国的立場で計画的に森林資源の改良を進めつつ、治山事業の計画的推進、自然休養林等森林レクリエーション施策の展開、農林業構造改善等に必要な国有林野の活用等を通じて、地域経済の発展と国民福祉の向上に貢献することをその役割としてきた。

国有林野事業の運営に当っては、戦災復興期においては、復興用資材の供給に重点が置かれたが、その後、大災害の続出を契機として国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能の重視が叫ばれ、戦中戦後の造林未済地の解消、保安林整備、治山等の諸事業の推進が図られてきた。

その後、わが国経済の高度成長のなかで、木材の需要は増大の一途をたどり、国有林野事業は、この増大する木材需要に対応して、価格の安定を図りながら供給量を増大するという国民経済的要請に応えるため、生産力増強計画、木材増産計画等を策定し、木材供給機能の充実に重点を置いてその事業規模を拡大してきた。

しかし、40 年代の半ばに至り、高度経済成長と高密度社会の形成が、産業公害の深刻化、生活環境の悪化等を招いたことから、森林のもつ自然環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公益的機能の発揮に対する国民的要請が著しく高まってくるに及び、とりわけ国有林野については、経済の高度成長に対応した木材生産の量的拡大に傾斜した事業実行過程で、森林の公益的機能に対する配慮が必ずしも十分でなかったこともあり、これら森林の公益的機能発揮に対する要請がとくに強く叫ばれるに至った。

一方、時を同じくして、需要の増大に対応して増加し続けた外材輸入量が、わが国木材需

要の過半を占めるに至り、45年下期からの景気後退とあいまって、同年10月以降、木材価格が下落したため、かねがね現場組織を含む事業実行形態の硬直性、管理部門の比重の過大等、改善すべき問題点を内包していた国有林野事業の経営収支は、44年度を境に急速に悪化し、46年度には収支、損益とも大幅な赤字を生ずるに至った。

このような事情から、46年9月、林野庁は林政審議会に対して今後の社会経済情勢に対応するための国有林野事業の改善のあり方について検討を依頼した。林政審議会は、これに基づいて国有林野部会を設置し、前後16回にわたる部会審議等をもとに47年12月、内閣総理大臣の諮問に応じて国有林野事業の改善について答申を行なった。

この答申においては、国有林野事業運営の基本的態度として、森林・林業のもつ超長期性と適正な施業を通じて、森林の多角的機能を総合的に発揮するという特性を認識したうえで、長期的な観点にたち計画的な運営を行なう必要があることを明らかにするとともに、今後の国有林野事業の果たすべき使命は、自然環境の保全・形成、国土の保全、水資源のかん養等森林のもつ公益的機能の発揮と経済的機能としての林産物の計画的、持続的供給の調和のうえに、多角的な機能を最高度に発揮することであり、あわせて、国有林野事業全般の活動を通じて地域振興への寄与を図ることであるとしている。

さらに、国有林野事業改善の基本的方向としては、森林の公益的機能をより重視する事業運営を指向するとともに、経済の高度成長期に拡大し続けた生産的な事業規模を適切なものにまで縮減したうえで、木材の計画的、持続的供給を図ることを目途に、各種の一般林業施策の展開とあいまって、次の諸事項を中心に、国有林野事業を抜本的に改善する必要があるとしている。

(1) 国有林野の公益的機能の維持増進を図るため、皆伐面積の縮小、伐区の分散、保護樹帯の増設、亜高山帯等における適切な天然林施業の実施および自然保護、保健休養等のための保護林の増設等を内容とする新たな森林施業を採用するとともに、治山事業、森林保全管理事業等公益的機能を直接発揮するための分野については、その施策の拡充に努めること。

(2) 直接事業部門の改善を図るため、適正な森林施業等に十分配慮したうえで企業の能率性を尺度に各種事業の合理化に努めるとともに、国産材市場の健全な発展に配慮しつつ、競争原理の一層の活用等により販売の改善を図ること。

(3) 管理部門の改善を図るため、事務処理方式の改善合理化、組織機構の統廃合、直接事業部門に見合った人員配置の適正化等に努めること。

(4) 治山事業等公益的機能を直接発揮する分野の一般財源負担の拡大，企業経営的分野における長期借入金等資金調達措置の改善およびこれらに伴う特別会計方式の改善を行なうとともに，国有林野事業の経営責任体制の確立等のための経営組織の改善を行なうこと。

林政審議会において国有林野事業の改善について審議検討が行なわれた46年から47年末にかけての時期は，一面においては自然保護等，森林の公益的機能にかかわる問題が重視され，また他の面では，木材価格が長期の低迷から高騰に転ずる等林業経営をめぐる基本的条件が大きくゆれ動くなかで，とくに国有林野事業に対しては，公益面，経済面ともにきわめてきびしい要請がなされた時期でもあった。

このような情勢のもとで，国土の保全，水資源のかん養，自然環境の保全・形成，木材の計画的，持続的な供給等，国有林野に寄せられている各種の国民的な要請に応えていくためには，短期的な経済変動に目を奪われることなく，上述の林政審議会の答申にも示されているごとく，国有林野事業の使命および事業運営の基本的態度を十分認識したうえで改善すべき事項について，計画的かつ着実に改善対策を実施し，将来の国民のためにもできるだけ早い時期に国有林野事業の健全化を図ることが強く望まれている。

## 第2 木材経済と林業経営の動向

### I 林産物需給

#### 1 木材需要

木材の主要な需要部門である建築および紙・パルプ産業の動向を46年についてみると，いずれも不振の状態を示している。まず，建築部門では建築着工面積は下期に住宅建築を中心としてかなりの水準まで回復をみせたものの，年間を通じては，総数では前年より3.6%減，木造建築では4.2%減となり，前年を下回るといふ近年にない動向を示した(表I-1)。また，この傾向を新築住宅戸数でみると，公的資金住宅は前年より13%増加し41万戸となったが，民間資金住宅は6%減少し105万戸となったため，総数では1%減の146万戸となっている。

また，46年の紙・パルプ産業部門では，その生産指数をみると，45年が前年に対し15%の増加を示したのに対し，46年は前年に対しほとんど増加がみられず，また出荷指数においても45年が前年に対し11%の増加を示したのに対し，46年はわずか1%の増加を示したにすぎず，紙・パルプ産業部門は景気後退のなかであって，業況はきわめて不振であった。

このように46年の景気後退のもとでの建築、紙・パルプ産業部門の停滞、とくに従来の景気後退期にも比較的安定的な成長をみせていた建築部門が著しい停滞を示したことから、木材需要も低調のうちに推移した。

すなわち、林野庁「木材需給表」によって46年の木材需要量をみると、総数では、1億373万m<sup>3</sup>と前年より1%減少している。用途別にみると、需要の大宗を占める製材用では前年より4%減と近年にない動向をみせたが、合板用、パルプ用はそれぞれ2%、3%と増加している。このうち、合板用は、製材品の代替品としての合板需要の増加により、41年以降高い増加率を示していたが、46年の景気後退期にもわずかではあるが増加しており、代替品の進出が続いていることをものがたっている(表I-2)。

つぎに47年についてみると、景気回復の主要な担い手が、従来は大型設備投資、輸出の増大等であったが、47年では公共投資や、金融緩和による住宅ローンの大幅な伸び等による住宅建築の活発化であったことから、木材需要は急速な増大を示した。

いま全国の銀行における住宅関係資金の貸出状況をみると、47年1~9月における新規貸出金額は、46年同期に比べ全国銀行1.9倍、相互銀行2.6倍、信用金庫(4~9月対前年比)2.1倍等となっており、貸出残高でもそれぞれ大きく増加していることが示されている(表I-3)。

このようななかで、47年の建築着工面積をみると、47年上期の総着工面積は、景気後退により、着工面積が減少した46年同期に比べると21%の増、比較的好況であった45年同期と比べても13%の増加となっている。さらに、同じ期間の木造建築着工面積では、46年同期に比べて13%の増、45年同期に比べて5%の増加となっている。また、47年下期の動向をみると総数、木造とも対前年増加率は上期の増加率を上回っている。

このような建築活動の活発化は、当然47年の木材需要を増大させた。その需要量の推移を製材品の出荷量によって推定すると、47年上期では5、6月において前年同月をやや上回る実績を示したが、下期では前年同期に比べ6%増と増加傾向が明らかになっている。また、合板需要量を工場からの出荷量によってみると、上期では前年同期に対し、普通合板6%増、特殊合板3%増であるが、下期ではそれぞれ11%、8%と著しく増加している。

紙・パルプ産業は、47年上期においては業況の回復は明らかではなく、パルプ材入荷量は前年同期を4%下回ったが下期では業況の回復とともに入荷量も増加し7~11月の実績では前年同期より7%増加している。



## 2 木材供給

### (1) 国産材

46年の木材供給量は、林野庁「木材需給表」によると、国産材・外材合わせて1億373万m<sup>3</sup>で前年より1%減少したが、総供給量が前年を下回ったのは最近にない現象である。これを国産材・外材別にみると、国産材供給量は4,767万m<sup>3</sup>と前年より1%減少し、43年以降の逡減傾向を続けている。一方、外材供給量も5,606万m<sup>3</sup>と前年より1%減少し、過去にその例をみない動向を示した。このため45年まで年々増加を続けていた外材（用材）割合は、前年とかわらず、55%となっている。なお、年々大幅な減少を続けてきた国産薪炭材の供給量は171万m<sup>3</sup>で前年よりさらに13%減少した(表I-4)。

46年の国産材供給量を、まず用途別にみると、大宗を占める製材用は2,633万m<sup>3</sup>で前年より4%減、パルプ用は602万m<sup>3</sup>で8%減となっているが、木材チップ用は991万m<sup>3</sup>で前年より20%増、合板用は86万m<sup>3</sup>で10%増となっている(図I-1)。

つぎに、樹種別の供給量をみると、広葉樹では前年より4%増加したものの、針葉樹ではスギは前年より3%減、ヒノキ7%減、アカマツ・クロマツ4%減と主要樹種はいずれも減少し全体では3%減となったため、総供給量は減少している(図I-2)。量的な縮小とならんで、大径木の減少等供給面における質的低下も最近めだってきている。

供給量減少の要因としては、現在伐採対象となるような人工林が少なく、天然林も老齢林は比較的奥地に存在していて利用が困難であること等の資源的制約や、林道等生産基盤整備の立ちおくれ、農山村労働力の減少、材価の低迷等による伐採の手控え等があげられるが、いま、林野庁「林家の林業経営意識調査(47年)」によって、近年の伐採量減少の理由を経営者の意識からみると次のごとくである。すなわち、回答者の3割以上が「伐るような立木がなくなってきた」という理由をあげ、また「木材価格が安かった」とするものも3割に近く、経営者の多くが資源的制約や材価の低迷を供給量減少の理由にあげている。

つぎに、47年の国産材供給量を、製材用国産材素材の入荷状況によってみると、上期では前年同期に比べて4%減少しているが、下期においては製材品価格の回復が原木価格に及んできたことから前年同期に比べて3%増加している。

### (2) 外材

46年の木材輸入を、大蔵省「通関統計」によってみると、丸太、製材品・加工材、木材チップの合計金額で5,450億円と前年より8%減となっており、総輸入金額に占める割合も8%で前年より1%低下しているが、依然として石油に次いで2番目に輸入金額の多い品目となっている。

まず、46年の木材輸入量をみると表I-5のごとく、総数では対前年比2%減、ラワン材は1,862万m<sup>3</sup>で前年より6%増、米材は933万m<sup>3</sup>で25%減、ソ連材は707万m<sup>3</sup>でほぼ前年なみ、ニュージーランド材は182万m<sup>3</sup>で3%増等となっている。丸太、製材品・加工材別にみると、丸太は3,820万m<sup>3</sup>で3%減、製材品・加工材は213万m<sup>3</sup>で29%減となっている。このほか、木材チップが595万m<sup>3</sup>で18%増加している。

このうち、製材品・加工材の輸入量は40年以降すう勢としては増加しているが、46年は、製材品・加工材の主体をなしている米材が、アメリカ西海岸の港湾ストライキ等の影響で前年より36%減と大幅に減少したため製材品・加工材全体では上述のように大幅な減少となった。

さらに、46年の合板輸入量をみると、前年には急激な増加を示したが、46年は景気後退の影響をうけ1,413万m<sup>3</sup>と大幅に減少した。おもな輸入相手先は韓国および台湾でこの両方で合板輸入量の72%を占めている。

つぎに、47年の木材輸入の動向を同じく「通関統計」によってみると、上期の実績は、ラワン材では合板市況の低迷等から前年同期より9%減少したが、米材、ソ連材はそれぞれ19%、10%の増加、また、ニュージーランド材は前年同期とほぼ同水準の輸入量となっている。また、製材品・加工材の47年上期の輸入量は前年より13%増加している。さらに、木材チップは20%増の輸入量となっている。47年下期では、わが国木材市況の回復により輸入量も著しく増加し、前年同期に対し、ラワン材9%、米材53%、ソ連材14%、ニュージーランド材8%とそれぞれ増加し、また木材チップについても53%の増加となっている。製材品・加工材についても下期に輸入量が著しく増加し、前年同期に対して21%増となっている。

47年の年間を通じた木材輸入量は、前年に比べ総数で14%増、ラワン材ではほとんど変わらないが、米材では34%増、ソ連材では12%増、ニュージーランド材は3%増、木材チップは36%増等となっている。このうち、製材品・加工材は17%増となっている。

さらに、47年上期における合板輸入量は、前年同期より15%減少しているが、8月以降はわが国の合板価格の回復および高騰により輸入量は急激に増加し、下期では前年同期の

約4倍となっている。

つぎに、外材の在庫量を米材を中心にみよう。米材は、45年下期から慢性的な在庫過剰現象がみられ、46年1月には適正在庫といわれる出荷量の2ヵ月分を大きく上回っていた。そしてこのような状態が市況を悪化させるという判断から、46年2月以降輸入量の自主的な調整が行なわれた。その結果、在庫量は適正化の方向に向かっていたが、46年7月からのアメリカ西海岸における港湾ストライキは8～10月の輸入量を激減させ、在庫量も減少させることとなった。

47年の米材在庫量についてみると、上期においては、不況下における在庫調整の結果、在庫過剰状態にあった46年上期に比べてかなり減少したが、下期では輸入量の急増によって増加している。

以上、外材の供給および在庫についてみたのであるが、46年から47年春までの需要の低迷から夏以降の回復へという過程のなかで、外材供給に関して種々の問題のみられたところである。いま、外材供給の今後の展望をもふまえてその問題点をあげると次のごとくである。

第1には、わが国の木材輸入と外国における木材需要の増大とが相当強い競合関係を生みつつあることである。その端的な例としては、まず、米材に関してはアメリカにおける住宅建築のブーム化によって、現地における米材買付が困難化したことである。すなわち、アメリカにおける新規の住宅建築戸数をみると、昭和45年には147万戸であったものが、46年には208万戸と前年に対し41%増、47年には235万戸とさらに13%増加し、これを反映して木材需要量は増大し、木材価格についても製材品価格でみると、46年第3四半期には前年同期に比べて2割から5割の高騰を示しており、買付数量の確保もきわめて困難となっている。

また、ラワン材に関しては、インドネシアのカリマンタン地区においてみられるように、産地国自体の需要は多くないにしても、この地区には原木獲得を目的として日本ほか10カ国が進出して、自国の需要増大に対応するため、きびしい競争を展開している。

第2には、丸太輸出の規制をめぐって、わが国の木材工業が現地の木材工業と競合関係を生じてきていることである。すなわち、アメリカにおいては自国製材工業の保護を目的として、丸太輸出を3年間にわたって規制するいわゆるモース法が44年から実施され、さらにこの法律の期限のきれた47年から2年間の延長をみていること、また、ラワン材については、すでにフィリピンにおいて42年から丸太輸出の規制がなされているが、他の諸国で

も製品輸出の意向が高まっていること等があげられる。

第3には木材輸出国における自然保護運動の高まりである。この運動はアメリカにおいて最近とくに活発化している。たとえば、アメリカの環境保護団体は国有林における林道開設、伐採について環境保全基準法による届出、証明を怠っているとしてサンフランシスコ地方裁判所に対し、山林局を訴えていたが、47年8月、同裁判所から山林局に対してこれら事業の一部中止命令が出された。

また、ラワン材についても関係輸出国において資源の保続について関心が高まるとともに、ラワン材を含む野生動植物の輸出入規制が国際会議の議題とされる等、自然保護に関連する活動は著しく活発化している。そして、このような自然保護運動の高まりは遠からずわが国の外材供給に大きな影響を及ぼすことが考えられるのである。

第4には、46年および47年と、2年続いて海上輸送関係の大規模なストライキの発生をみ、その結果外材輸入にかなりの影響が生じたことである。すなわち、46年アメリカ西海岸において行なわれた港湾ストライキは、7月1日から約100日にわたる大規模なものであったが、たまたまこの期間が木材需要の減退期に当たっていたため、特定品目以外には影響は少なかったが、同様のストライキが需給ひっ迫期に行なわれた場合を想定すると、国内林業および国民生活に与える影響は甚大なものがあると考えられる。

以上のように、わが国の外材供給に関しては、関係諸国の社会的経済的条件の変化等を背景としてその供給条件は最近とみにきびしさを加えられているところである。したがって、わが国の将来の木材供給のあり方についても、これらの変化を十分認識したうえで木材需要の安定的拡大とこれに対応する国内森林資源の充実を図ることはもちろん、秩序ある外材輸入、産地国における資源充実のための資金、技術面における協力等の適切な施策の展開が必要となっている。

### 3 特殊林産物等

特殊林産物には、きのこ類、くり・くるみ等樹実類、木ろう・うるし等林産油脂類、山菜類、薬用植物、あべまき樹皮・竹皮等樹皮、および竹材、桐材等があり、用途は食用、工業用原材料、農林水産資材その他日用品にまでわたっているが、このうち、食用となるきのこ類、樹実等を除いては生活様式の変化による需要の減少、工業製品の進出、輸入品の進出等によって生産は激減している。

これら衰退品目のうちには、たとえば桐のようにし好の高級化等によって需要の回復し

たものもみられるが、これらについても資源の減少や、農林家の生産意欲の低下により生産条件を欠いているため、需要に即応しえない状態にある。

一方、食用特殊林産物は、食生活の多様化等により、その生産は順調に伸びている。ちなみに、乾しいたけの1世帯当り年間購入量の推移をみると、全国平均で40年に159グラムであったものが、46年には197グラムと24%の伸びを示している。以下、成長品目であるしいたけについてその需給、価格等を述べることにする。

まず、46年の生産量等を林野庁資料によってみると、乾しいたけでは、生産量は9,291トン、輸入量236トン、輸出量2,014トン、国内消費量は7,513トンとなっている。乾しいたけのおもな輸出先は、香港の1,210トン、シンガポール284トン、アメリカ合衆国224トン等であり、輸入は中国、韓国、香港からである。乾しいたけの生産量は40年と比較すると73%の増加となっている。また、生しいたけについては、生産量は4万2,105トンですべて国内消費に向けられている。

つぎに、都道府県別のしいたけ生産量をみると、乾しいたけでは、大分県の2,595トン（全国乾しいたけ生産量の28%）を筆頭として、宮崎県の1,792トン（同19%）がこれに次ぎ、両県のシェアは全体の半ばに近い。生しいたけでは、もっとも生産量の多いのは群馬県で6,620トン（全国生しいたけ生産量の16%）、これに次いで栃木県の2,489トン（同6%）、茨城県の2,378トン（同6%）等の生産量が多く、関東地方の生産量合計は全国の37%を占め、生しいたけはこの地方に生産が集中している。

このように、乾しいたけ、生しいたけのいずれについてもその生産地はかなり特産地化されている。

また、しいたけ栽培者数は、乾しいたけを主とする生産者が7万9,000戸、生しいたけを主とする生産者が15万5,000戸、合計23万4,000戸となっており、前年に比べ乾しいたけでは2,000戸、生しいたけでは1万5,000戸とそれぞれ減少しているが、ほだ木所有階層別にみると、零細階層が減少しているのに対し、規模の大きな階層は増加している。

集荷販売をその販売主体別にみると、乾しいたけの場合は、集荷業者がもっとも多く33%、一般農協連合会がそれに次ぎ17%、森林組合によるものは、単位森林組合3%、森林組合連合会では8%となっている。また、生しいたけの場合は個人によるものがもっとも多く、全体の35%を占め、つぎに単位農協の31%であって、森林組合による集荷販売は少なく、単位森林組合では2%、森林組合連合会では1%である。

つぎに、46年における価格動向をみると、乾しいたけでは、東京都における集荷業者倉庫渡し価格は春苦（並）でみると、45年平均ではキログラム当たり2,713円であったものが、46年では2,775円と2%値上がりし、生しいたけでは、東京卸売市場における平均単価（年間取引金額／年間入荷数量）はキログラム当たり45年の523円に対し、46年では567円と8%の値上がりをしている。

このようにしいたけ生産は、46年においても順調な伸びを示しているが、生産流通面で原材料費の値上がり、労働力不足、価格の不安定性等の問題があり、今後とも生産規模の適正化、生産性の向上、生産者団体の強化等による流通の合理化等の推進が課題とされている。

つぎに、木炭についてみると、46年の生産量は16万6,000トンで前年に比べ7%減と、近年における最低の減少率であった。

## II 木材の価格と流通

### 1 木材価格

#### (1) 概況

46年から47年にかけての木材価格の動向を概観すると、およそ3つの過程に分けられる。すなわち、第1の過程は、45年下期に続き46年から47年春にかけての下落ないし低迷の時期、第2の過程は、47年夏から秋にかけての回復の時期、第3の過程は、秋から年末にかけての高騰の時期である。以下、日本銀行「木材・同製品」卸売物価指数（40年＝100）によって各過程における価格の動向を概観してみよう。

まず、第1の過程の46年から47年春にかけての時期においては、図II-1に示されるように、46年は最高が1月の136.0、最低が7月の129.5と価格は低位のまま変動は少なく、47年に入っても夏まではほとんどめだだった動きはみせていない。しかし、第2の過程の夏以降指数は上昇傾向を明らかにし、5月の130.8から10月の148.0と5ヵ月間に17.2ポイントの上昇を示したが、このような上昇においても、前年の落込みが大きかったのでこの期間の指数はようやく45年水準への回復にとどまっている。そして、第3の過程の11月から年末にかけて、指数は10月の148.0から11月の184.7、12月の210.0と急上昇し、木材価格が卸売物価上昇に大きな影響を与えるものとして問題化するに至ったのである。

戦後、木材価格は、28～29年の朝鮮復興特需、32年の神武景気、36年の岩戸景気、42年のいざなぎ景気等の時点で高騰をみせたが、47年の第3の過程の高騰は、それらをしの

ぐものであった。

## (2) 素材および製材品等

主要な品目について、日本銀行卸売物価指数（40年＝100）によって価格の動向をみると次のとおりである。

まず、46年についてみると、丸太では、年間平均の指数はほとんどの品目が前年以下となっており、前年を上回っているのは、輸入品目の米ヒノキ丸太と米ツガ丸太のみである（表II-1）。すなわち、スギ丸太では中・小とも7～9%の下落、ヒノキ中丸太では12%の下落である。ラワン丸太は、合板、ラワン製材品等の特定された市場を形成しているが、46年には合板市況の悪化等により他の品目と同じように価格は低落傾向をたどった。米ツガ丸太は、上期には在庫の過剰状態が続いていたため価格は前年を下回ったが、下期では、アメリカ西海岸における港湾ストライキ等による輸入量の激減により価格が上昇し、第4四半期では前年より13%の上昇となった。

ソ連材エゾマツ丸太は、やはり過剰気味の在庫が続いたため、概して低い価格水準のうちに推移したが、米材入荷量減少の影響によって、第4四半期には若干の上昇をみせた。

つぎに、46年の主要製材品価格の動向をみると（表II-2）、国産材の諸品目では46年卸売物価指数はいずれも前年水準を下回り、なかでもヒノキ正角は、下落率が大きかった。外材製材品では、米ツガ正角の動向が特徴的である。すなわち、米ツガ正角の価格は、46年上期においては、他の品目に比べて下落率が大きかったが、下期において急速に回復している。これは、上期における在庫の過剰状態が、米ツガ丸太の場合と同様、前記のストライキの影響で不足状態へと転じたことによるものである。

以上のように、46年は、素材、製材品ともに一部米材を中心として価格の上昇があったものの、全体としては下落低迷のうちに推移している。

つぎに47年について、木材価格の動向をみることにする。

まず、春までの動向を46年同期の指数と比較すると、丸太では、米ヒノキ丸太、米ツガ丸太を除いてほとんどの品目は価格低迷の顕著だった46年同月の水準に達しておらず、製材品でも、マツ平角、米ツガ正角、ラワン板を除くと概して前年以下、あるいは前年と大差ない数値を示し、この時期では46年同様価格は下落・低迷の状態に推移した。

つぎに、47年夏から10月までの動向をみると、丸太ではラワン丸太を除いて、すべての品目が上昇傾向を明らかにし、製材品でもラワン板を除いて上昇傾向が強い。前年同月に比べてもラワン丸太を除いて高い水準になっているが、この期間の価格指数は素材においては43年の水準にも達しておらず、製材品においては、8月に45年同月の数値を上回る水準になったのである。

さらに、11月から年末にかけての高騰期を、10月に対する11月の指数の上昇率によってみると、丸太は平均21%、製材品は平均48%という異常な上昇をみせている。

また、木曽ヒノキ等の高級材についてみると、46年から47年にかけて下落をみせていたが、夏以降の価格の回復は顕著で、木曽ヒノキ丸太価格（1,2等込東京都区内店頭渡し価格）についてみると、m<sup>3</sup>当り価格は5月の7万5,300円から11月の10万8,100円へと上昇している。

つぎに、合板価格をみると、46年は建築活動の後退による需要の減少、在庫量の増大により、価格は年間を通じて低迷のうちに推移した。47年に入っても春までは低迷が続いていたが、夏以降価格は回復に向かい、指数は6月の100.5に対し、10月は116.1、11月124.6、12月144.1となり、12月の指数は45年の高騰期におけるピーク時を上回っている。このような高騰は建築活動の活発化による需要増大を背景として、さきに見たような木材価格の高騰により、型枠用合板を中心とした代替需要の急増が需給をひっ迫させたことによる。

### (3) パルプ用材

46年における紙・パルプ産業の不振は、設備投資の停滞、一部企業における操業短縮をもたらし、パルプ用材（パルプ用木材チップおよびパルプ用素材）需要の伸び率低下、パルプ用材在庫の増大がみられ、46年のパルプ用材価格は概して下落ないし低迷のうちに推移した。47年に入っても上期においては紙パルプ産業は46年同様、内需の不振等によりその業況の回復はみられず、パルプ用材は在庫過剰気味に推移したため、価格も46年以降の低迷状態を続けた。下期においては紙・ノマルプ産業の業況は回復に向かい、また建築用材の価格上昇の影響もあって、地域によっては価格の上昇しているところもみられる。

いま、パルプ用材のうちでもっとも大きなシェアを有する国産広葉樹木材チップのm<sup>3</sup>当り価格の推移を、農林省「木材生産流通調査」によりおもな指定調査市場別にみると、表II-3のごとく、旭川市では46年以降47年第4四半期まで4,300円で全く変化なく、盛岡市では46年第1四半期に6,267円であったものが次第に低落し、第4四半期には5,467円



となった。また、47年においても第1四半期以降第3四半期までは5,400円に変化をみせていなかったが、第4四半期で4,667円に下落している。つぎに益田市では46年から47年第1四半期まで7,200円で推移していたが、47年第2四半期において下落し、第3四半期以降上昇傾向に転じている。さらに、宮崎市では46年第2四半期以降7,200円となっており、47年にもその水準で推移している。

一方、外国産木材チップについてみると、その主たる供給国であるアメリカでは、47年は住宅建築ブームにより、木材生産量の増大が著しく、それに伴って木材チップの生産量も増大し、わが国への供給力が増大したため、一部において価格の低落をみせた。しかし、長期的には、アメリカの資源事情等からみて、今後の木材チップ入手は困難化も予想されるので価格の動向も注目を要するところである。

## 2 木材の流通

### (1) 素材、製材品の集荷圏等

農林省「木材生産流通調査」によると、46年の素材の需要は、8,991万m<sup>3</sup>であるが、このうち製材用の素材について、そのおもな需要県ごとに入手先を自県、他県、外材別にみよう。

まず、製材用素材のおもな需要県を46年における入荷量（自県産を含む）の多い順に上位5道県をとると、(1)北海道 (2)静岡 (3)広島 (4)愛知 (5)和歌山となる。この5道県の入荷量は1,597万m<sup>3</sup>（うち894万m<sup>3</sup>は外材）で総入荷量の28%を占めている。そして、これら5道県への製材用素材の出荷状況をみると、北海道では道内産が88%、他県材（2県）1%、外材が11%と、道内材の割合が非常に高く外材依存度が小さいが、静岡では、自県材24%、他県材（26県）5%、外材71%、広島では自県材15%、他県材（15県）3%、外材82%、愛知では、自県材12%、他県材（24県）10%、外材78%、和歌山では自県材14%、他県材（18県）6%、外材80%等となっており北海道を除いて、いずれの県においても外材依存度がきわめて高く、その残りを自県材と他県材が占めているが、他県材の割合はとくに小さい。

つぎに、同じ資料により製材品のおもな需要県と、その県へのおもな出荷県をみてみよう。

46年の入荷量（自県産を含む）の多い順に都道府県を5位までとると (1)東京(2)大阪(3)北海道 (4)愛知 (5)静岡となる。この5都道府県の製材品入荷量は1,253万m<sup>3</sup>で、総入荷量の35%を占めている。これら都道府県への出荷県をみると、東京へは静岡をはじめ

めとし全国都道府県、大阪へは奈良ほか 41 道府県、北海道へは 6 県が出荷し、愛知へは三重ほか 40 道府県、静岡へは 33 都道府県が出荷している(図 II-2)。

つぎに、日本外材総合需給協議会の資料によって、46 年の外材の輸入量をおもな陸揚港別にみよう。

まず、南洋材丸太は、陸揚港総数は 86 港であり、そのうち上位 5 港は、東京、名古屋、大阪(尼崎)、清水、岸和田でこれら 5 港への入荷量が南洋材丸太輸入量総数に占める割合は 45%である。

つぎに、米材丸太を同様にみると、陸揚港総数 74 港となっており、うち上位 5 港は、清水、広島、大阪(尼崎)、和歌山、名古屋で、これら 5 港の占める割合は 31%となっている。

また、米材製材品は、陸揚港総数は 37 港であり、うち上位 5 港は、東京、川崎、横浜、名古屋、大阪で、5 港の占める割合は 63%となっている。

ソ連材丸太は、陸揚港総数は 56 港であり、うち上位 5 港は、富山新港、舞鶴、新潟、酒田、直江津で 5 港の占める割合は 60%となっている。

このように、3 大外材の輸入は、特定港への集中が強いが、とくに、米材製材品の京浜地区諸港への集中とソ連材丸太の北陸地区諸港への集中は大きく、これらの地区における入荷、在庫の状況は木材市況に大きな影響を与えることになるのである。

## (2) 流通機構

木材の流通機構を、まず、丸太についてみると、国産材の場合は、森林所有者から直接、製材、合板工場へゆくもの、森林所有者から素材生産業者または原木市売市場等を経て、製材、合板工場に至る場合等があるが、外材の場合は、商社を主たる供給者として、直接、製材、合板工場、商社から販売業者等を経て製材、合板工場に至る場合等がある。

このうち、国産材丸太の流通は、わが国森林の資源的制約、森林保有の零細性等から流通規模が小さく、素材生産業者、製材工場等も小規模経営のものが多く、外材丸太の流通は、専用船の増加や大型化等により、流通規模は大きく、その主たる供給者である商社のうち、とくに資本力の豊かな大手商社のシェアが非常に高くなっている。

つぎに、製材品の流通機構についてみる。

製材品の卸売機構は、付売、市売、センターに大別できるが、これらは外材の増加、木材市場動向の変化等により、その機能、業況に変化を生じている。すなわち、規格性の高い、大量商品を供給者の建値を中心として相対販売する外材製材品の増加によって、国産材を競売方法によって販売してきた市売市場でも、相対売りを行なうものもみられるようになった。

また、東京木場問屋にみられるように、東京都心部の交通事情の悪化、需要の郊外部への移行等は、郊外部へ新しく木材センターを建設する傾向を生んだ。この傾向は木場問屋のみならず、市売会社も同様で、30年代後半から40年代はじめにかけては、多くの木材センターが都市周辺部に開設された。

このような変化とともに、卸、小売等の流通各段階における機構の再編成をもたらしており、産地→卸売→小売という流通プロセスとならんで、産地→小売という形態も増加する一方、卸、小売とも業務内容の多様化、あるいは専門化等、さまざまな展開がみられる。

たとえば、卸売段階での建築部門への進出や、小売り規模の大型化がめだっており、販売方法についての新しい動きもみえている。

また、木材販売業者共通の最近の動向として、住宅産業兼営、あるいは大手住宅産業の代理店化もめだち、取扱い品目も、木材、新建材のほか、住宅機器にまで範囲が拡大される傾向がみられる。

このほか、木材流通に関連する事項として正量取引きと、木材流通消費改善対策事業をあげることができる。正量取引きについては、以前から歩切れ問題として関心をもたれていたところであるが、46年に、公正取引委員会においてとりあげられるに及んで、その適正化への努力が活発化した。そして、46年11月以降、全国一せいに製材品の正量取引きについて、より一層強化することが関係団体において決定された。また、木材流通消費改善対策事業は、全国木材協同組合連合会を事業主体として、流通の大型化、短縮化等をねらいとする共同取引きの推進、木材知識の啓もう普及を内容として実施されており、産地と消費地業者の特定な取引き関係の強い木材流通の現状において、この事業の有する意義は大きいものと考えられる。

### III 木材関連産業

46年における製材工業、合板工業、紙・パルプ産業等の木材関連産業は、一般経済の景

気後退による製品需要量の減少、製品価格の下落等の影響をうけて、ほとんどの業種の業況は低迷のうちに推移した。

しかし、47年に入ると春からの景気回復の進行につれて、建築部門をはじめとして紙の需要等も増加に転じたので、各業種にわたって業況は活発化し、製材工業では、6月頃から、合板工業では8月頃から、紙・パルプ産業では9月頃からと、その時期に若干のずれがみられるものの全体的に回復から好況に転じてきている。

以下、主要木材関連産業についての動向をみることにしよう。

## 1 製材工業等

農林省「木材生産流通調査」によると、46年12月末現在の製材工場数は、前年に比べ347工場減少し2万4,199工場となった(表III-1)。これを出力階層別にみると、37.5kw未満の小規模工場は、前年に比べて465工場の減少を示したが、依然として全体の59%を占めている。一方、75.0kw以上の工場では、大規模になるほど、その数に増加がみられるが、とくに150kw以上の階層では12%の大幅な増加を示している。

このようなことから46年における製材用動力の総出力数は、前年の113万kwから116万kwへと3%増加し、1工場当りの平均出力数も前年の46kwから48kwに増え、製材工場の規模大型化の傾向は依然として続いている。

さらに、46年12月末の製材工場従業者数は24万4,560人で前年に比べ4彩減少し、1工場当り平均従業者数も10.1人と前年より0.3人の減少となり、大規模階層ほどその減少率が大きく、大型製材機械、搬送工程における省力化設備の導入等生産規模拡大のなかで、経営の合理化もかなり進展している。

しかし、1工場当り従業者9人以下の小規模工場はまだ全体の64%を占めており、年々規模の大型化、経営の合理化が進展しているとはいえ、その設備の近代化、経営の合理化が今後の課題となっている。

つぎに、類型別工場数の推移をみると、40年から46年の間に国産材専門工場は、約半減したのに対し、国産材外材の併用工場は、約1.5倍となり、さらに外材専門工場は3.7倍と急増している(表III-2)。これは近年の国産材供給量の減少に伴う外材輸入の増大を背景に、国産材工場が外材併用ないし外材専門工場へと転換を図ったためである。

46年の製材工場への素材入荷量は、景気後退の影響をうけて40年以降はじめて前年を2%下回り、5,701万m<sup>3</sup>（外材半製品を除く）となった。このうち、国産材は4%減の2,633万m<sup>3</sup>、外材は前年とほぼ同様の3,068万m<sup>3</sup>となり、総入荷量に占める外材シェアは54%と前年を1ポイント上回った。

また、46年の製材品出荷量は、前年に比べ1%減少し4,186万m<sup>3</sup>となった。このうち建築用材のみをみると、総出荷量の75%を占め、建築活動の停滞を反映して前年より1%減少した。さらに建築用材のうちの板類は合板、繊維板等の進出の影響等をうけて3%減少し、ひき角類は横ばい、ひき割類は若干の増加を示した。

つぎに、製材業の経営状況を中小企業庁「中小企業の原価指標」によってみると、46年度の1企業平均原価額のうち直接労務費、間接労務費、間接材料費および販売・管理費はいずれも前年度を上回っている（表III-3）。

すなわち、製造原価のうち直接労務費は前年度に比べ7%、間接労務費は16%、間接材料費は4.9倍という大幅な増加を示し、また、販売・管理費も8%増と、ほとんどの原価費用が前年度を上回っている。しかし、直接材料費は木材価格の著しい下落を反映して前年度に比べ7%の大幅な減少を示し、このことによって、総原価は前年度をわずかながら下回る結果となったが、46年は建築用材需要の減少により製材品の販売価格が著しく下落したことを考えあわせると、製材業の経営内容は、46年には製品価格の下落と人件費等の上昇のなかでかなり悪化したものと考えられる。

さらに、帝国興信所調査によって木材・木製品工業における企業倒産件数（負債額1,000万円以上）をみると、46年には45年の急増にひき続いて、さらにそれより8件多い236件となっている。

このように、46年においては、製材工業はきびしい経営状況におかれていたが、47年には下期以降好転してきている。すなわち、春からの景気回復によって製材工場の素材入荷量、製材品出荷量は6月頃から前年同月水準を上回り、6月から10月までの1ヵ月平均素材入荷量は前年同期平均入荷量の7%増、また、1ヵ月平均製材品出荷量は4%増となり、いずれも前年同期水準を上回っている。さらに、木材価格がかつてみない高騰を示した11月および12月の1ヵ月平均素材入荷量をみると対前年同期比8%の増、同じ期間の1ヵ月平均製材品出荷量は7%の増となり、とくに製材品出荷量が顕著な伸びを示している。

一方、倒産件数も47年上期では89件と前年同期より49件減少し、業績好転の様子がうかがえる。

ところで、製材工業のなかで問題の多い内陸製材工場についてみると、これらの工場は前述したように小規模のものが多いうえに、原木供給量の減少による良材確保の困難性の増大等、経営をめぐる諸条件は次第に悪化してきており、47年には市況の回復により業況の好転がみられるものの、基本的な経営の体質や経営条件等には依然として多くの問題が残されている。このようなことから46年度から内陸製材業振興対策事業が実施されその改善が図られている。

なお、外材工場でも46年下期のストライキ等による米材（丸太）輸入の一時的な途絶にみられたように、外材といえども原木確保の面で制約が強くあらわれつつあり、今後の製材業は国産材工場、外材工場を問わず原木の安定的確保が重要な課題である。

さらに、製材工業等においては公害問題も起ってきており、経営に影響を及ぼすようになっている。すなわち、工場の騒音、塵芥等が近隣住民の生活環境を悪化させる場合があり、郊外への工場移転の例もみられる。また、港湾における外材入荷による樹皮の堆積、悪臭等も製材工業等に関連する公害問題として解決を迫られている。

つぎに、床板工業の動向についてみると、46年12月末現在の床板工場数は124工場で、前年より20工場減少した。床板の需要は近年、競合製品である繊維板、石油化学製品等代替品の進出等によって減少の傾向にあったが、46年の生産量は建築着工量の減少もあって1,609万m<sup>2</sup>と前年を16%下回る大幅な減少を示した。さらに、これを種類別にみると、普通床板は前年に比べ12%減少し、また、これまで高級床板として年々増加を続けてきたモザイク・パーケットが、建築需要の減少から前年に比べ39%の減少と、いずれも前年を大幅に下回った。

47年に入ると上期の床板生産量全体では、前年同期の水準を10%と大幅に下回ったが、モザイク・パーケットは、建築活動の活発化によるビル建築および住宅の高級床板としての需要の増加を反映して8%の急増を示している。

## 2 合板工業等

合板工業は、ここ数年来、建築、家具類を中心とするおう盛な合板需要にささえられて急速に発展し、合板生産量は増大の一途をたどってきた。しかし、45年後半から、建築活動の停滞等による合板需要量の著しい減少、およびそれまでの設備の拡張による生産量の増加によって在庫量が増大し、合板工業の業況は46年に向かって悪化の傾向を強めた。

このため、46年4月から47年3月までの1カ年間、不況カルテルを結成し、操業短縮を行なう等需給不均衡の改善を図った結果、逐年増大してきた普通合板の生産量ははじめて前年を2%下回った。

しかし、47年秋以降においては、住宅建築および公共事業投資の活発化に伴う合板需要の増大と価格の上昇により、合板工業の業況は急速な回復をみせている。

以下、46年から47年にかけての合板工業の動向をみよう。

まず、普通合板についてみると、46年の生産量は、前述したような不況カルテルの実施によって、前年に比べ2%減の14億6万m<sup>2</sup>となった。これを厚さ別にみると、12mm以上のものが前年に比べ18%増加したほかはいずれも減少し、とくに3mm未満の薄物は前年より7%減少している(表III-4)。これは、従来の装飾用を主とする薄物合板から強度を生かしたコンクリート型枠、足場板、床板、下見板、野地板等土木、建築用材としての厚物合板へと需要が新しい方向に向かったため、このような傾向は今後も一層強まっていくものと思われる。

さらに、カンバ、セン、ブナ等を原材料とする国産材合板の生産量は、優良広葉樹の減少等原木事情の悪化によって減少傾向にあり、46年は全合板生産量に占めるシェアは8%に低下している。この国産材合板の主産地である北海道の合板工業については、国産原木供給の減少、円の切上げ等に対処して47年度から過剰設備の調整に対する助成措置がとられた。

以上の生産状況に対して、46年の普通合板の出荷量は、12億8,643万m<sup>2</sup>と前年に比べ1%とわずかながらも増加した。

このような生産の減少、出荷の増加が図られたにもかかわらず、過剰生産の傾向が続き、45年下期から増大傾向をたどっていた普通合板の在庫量は、46年末では6,955万m<sup>2</sup>と前年末に比べ23%増加した。

しかしながら、47年に入ると5月から出荷量は増加し、7月からは在庫量の急減がみられ、普通合板の市況は47年秋以降長期の低迷から好況に転じた。

つぎに、特殊合板についてみると、その生産量は、最近の生活様式の変化やプレハブ建築の増加、大壁構法への移行等に対応して年々増大の一途をたどってきたが、46年には、やはり建築活動の停滞を反映して4億9,774万m<sup>2</sup>と前年に比べわずか1%増にとどまり、出荷量も4億7,578万m<sup>2</sup>と前年に比べ2%減少した。このような生産、出荷の動向によって

46年の特殊合板の在庫量は前年に比べて33%にのぼる大幅な増加を記録した。

47年に入ると、上期では、まだ普通合板にみられたような出荷量の増加はみられないが、下期に入り、7月以降10月までの実績を前年同期に比べてみると出荷量が2%増、在庫量が11%減と業況回復のきざしがあらわれている。

つぎに、合板（普通および特殊合板）の貿易動向についてみよう。まず、46年の合板輸入量は需要の停滞、在庫の増大、市況の悪化を反映して前年の約2割の1,413万m<sup>2</sup>へと激減した。しかし、47年に入ると、輸入量は上期では前年同期に比べ15%減少しているが、下期に入り国内需要の増大、国内価格の上昇等に起因して増加し、10月には383万m<sup>2</sup>と前年同月に対し2.4倍という大きな伸びをみせている。

一方、合板の輸出状況を見ると、46年の輸出量は8,181万m<sup>2</sup>で前年に比べ2%増加している。しかし、その主たる輸出先であるアメリカにおいては、近年、韓国、台湾製品等の進出が著しく、わが国の製品はそのシェアをせばめられつつあり、46年のアメリカの広葉樹合板市場におけるシェアは、前年の15%から12%に低下した。

以上みたように合板工業は最近においてその業況が活発化しているものの、その経営体質は依然としてぜい弱であることから、普通合板工業においては49年を目標に企業合同や共同事業等を内容とする構造改善事業を実施している。

さらに、合板原木の輸入についてみると、その大宗を占めるラワン原木は、40年に60%を占めていたフィリピン産原木が、資源潤渇、輸出規制等によってしだいに低下して46年には28%となり、これにかわってインドネシア産原木がカリマンタンの開発の進展によって、40年の2%から46年の40%へと大幅に伸びてきている。

つぎに繊維板、削片板工業の動向についてみよう。

繊維板工場数は46年12月末現在19工場で、46年の生産量は合板と同様に市況の悪化を反映して前年に比べ6%減の1億1,368万m<sup>2</sup>であった。このうち、もっとも生産割合の多い硬質繊維板は、建築向けがその半ば近くを占めているため、46年の建築活動の停滞の影響をまともに受け、その生産量は前年に比べ11%も減少した。このような傾向は47年に入ってもなお一層顕著となり、5月までの生産量は前年各月水準を下回った。

しかし、47年6月からは建築活動の活発化を反映して生産量は前年同月水準を上回っている。



また、削片板工場数は46年12月末現在18工場で、46年の生産量は、合板、繊維板工業の状況と異なり、家具、電気機器等の需要が堅調に推移したことから、前年に比べ13%増の2,571万m<sup>2</sup>となり、47年に入ってさらに生産量は増大している。

### 3 木材チップ工業

農林省「木材生産流通調査」によると、46年12月末現在の木材チップ工場数は前年に比べ151工場増加し、7,941工場となった。これを従業者規模別にみると、4人以下の工場が約80%を占め、経営形態をみると製材を兼営しているものが全体の85%を占めている。

つぎに、木材チップの生産状況についてみると、46年の生産量は、紙・パルプ産業の業況不振の影響はあるものの、パルプ工場における原料調達の方法が丸太からチップへと転換されつつあることを反映して大きく伸び、1,760万m<sup>3</sup>と対前年比で12%の顕著な増加を示した(図III-1)。これを原材料別にみると、総生産量の55%が素材で対前年比19%増、工場廃材が8%増であるのに対し、林地残材は集荷経費の増嵩等もあって減少を示している。

また、生産量を樹種別にみると、針葉樹資源のひっ迫と価格の高騰によって広葉樹チップの利用が進み、40年に針葉樹、広葉樹の比率がほぼ半々であったのが、46年には広葉樹チップが総生産量の68%を占めるに至っており、針葉樹チップ生産量は、40年以降400~500万m<sup>3</sup>の水準で横ばいに推移している。

とくに、45、46年に広葉樹チップが大きく伸びたのは、45年度から実施された民有林の里山再開発事業と国有林の森林資源内容充実特別事業の進展によるところが大きい。また、生産量を地域別にみると、北海道25%、東北17%、九州12%、中国10%、東海10%となっている。

さらに、輸入チップの動向についてみると、近年、その輸入量は年々増大してきているが、46年には595万m<sup>3</sup>と40年の13倍にも達する顕著な伸びを示した。これを主要輸入先国別にみると、アメリカ69%、マレーシア11%、カナダ8%の順となっている。これらのチップを輸送するための専用船は、46年末現在35隻を数えるが、専用船1隻の年間輸送量はわが国チップ工場平均生産量の約80倍に相当する膨大な量である。また46年にはソ連産パルプ材の輸入契約が成立し、47年から10年間に工業用チップ805万m<sup>3</sup>、パルプ用広葉樹素材470万m<sup>3</sup>が輸入されることになり、輸入チップのわが国チップ工業に与える影響はきわめて大きく、国産材チップの安定的な集荷・販売体制の確立等が必要となっている。

#### 4 紙・パルプ産業

紙・パルプ産業の概況を通産省「紙・パルプ統計年報」によってみると、40年以降毎年ほぼ10%程度の伸びを続けてきた紙、板紙の需要は46年には景気後退による需要の不振によって低迷のうちに推移した。

46年の紙・パルプの生産量は2,195万トンで対前年比0.8%増、出荷量は2,192万トンで対前年比22%増となった(表III-5)。このように生産量は、前年に比べてわずかに増加し、出荷量も低水準ながら増加を示しているが業況は不振であった。

さらに、業況不振のなかで公害防止施設への投資が増大したため、紙・パルプ産業の経営内容は一層悪化し、47年2月から12月まで板紙部門では不況カルテルを結成し、操業短縮を実施した。

このような、46年における紙・パルプ産業の不振は47年上期まで続いたが、下期には景気の回復とともに産業用需要を中心に、紙・板紙の需要が増加しはじめ9月以降業況は好転している。

つぎに、原木、木材チップを合わせたパルプ原料の消費状況をみると、46年の総消費量は2,904万m<sup>3</sup>で対前年比2%増となった。このうち、木材チップが2,285万m<sup>3</sup>で全体の8割を占めている。さらに、木材チップのうち国産チップは1,726万m<sup>3</sup>、輸入チップは559万m<sup>3</sup>と前年に比べそれぞれ8%、9%と増加した。

47年上期の総消費量は、1,509万m<sup>3</sup>と前年同期に比べ5%増加し、うち木材チップの占める割合も前年同期の78%から82%に増大し、パルプ原材料の木材チップへの転換は引き続き進行している。

#### IV 林業生産

わが国は、温暖多雨の気候帯に属し、自然条件が育成林業に適していることから、木材需要の増大に対応して積極的な森林資源の改良、充実と木材生産を行ってきた。

森林は、このような木材生産の機能とともに国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の公益的機能を有しており、これら両機能の発揮を通じて経済社会の発展、国民の福祉向上に寄与してきたが、最近の経済社会情勢の変化、都市化の進展等のなかで森林・林業は新たな転換を迫られており、そのため、森林資源の有効利用を通じて森林のもつ多角

的機能を総合的に発揮することの必要性がいちだんと増している。

このような情勢のもとにあるわが国森林資源の現状をみると、その多角的機能を向上するため積極的に改良を図ってきた森林である人工林は林地面積の37%（46年4月現在）に過ぎず、これは人工林適地の68%に達した状態であり、この意味ではわが国の森林はまだ資源改良の途上にあるといえる。また、これらの人工林は、20年生以下の若齢のものが75%を占めており、したがって、当分の間、伐採の対象となる人工林は少ない。一方、天然林は40年生以下のものが60%であるが、民有林のみでは84%に達し、かつての薪炭林で低位利用のまま放置されているものが多い。また、奥地の天然林には、すぐれた自然景観をもったものもあるが、一般的に成長量が低く病害虫や風害等の被害を受けやすい状態にあるものが多い。

このような森林資源の現状のもとで、国民の森林に対する各種の要請に応えるには資源内容の充実を図ることが肝要であり、森林のもつ公益的機能との調和のうえに立った積極的な林業生産活動が望まれるのである。

以下、林業生産の動向について述べよう。

## 1 素材生産

わが国の木材供給は、増大する需要に対して国内供給量は前述のような資源的制約が主因となって直ちに対応し難く、需要量の過半を外材に依存せざるを得ない状況にある。

近年の素材生産量をみると、42年の5,181万m<sup>3</sup>をピークに年々減少しており、46年も前年に比べわずかながら減少し4,525万m<sup>3</sup>となった(表IV-1)。

これを所有山林形態別にみると、素材生産量の過半を占める私有林は、42年の3,484万m<sup>3</sup>のピークから46年には2,738万m<sup>3</sup>に減少している。公有林は、年により若干の増減はあるが、すう勢としては減少傾向にある。また、国有林（林野庁およびその他省庁所管のもの）は44年以降やや増加している。

樹種別にみるとスギ、ヒノキ等の針葉樹の減少、広葉樹の増加という傾向が続いているが、広葉樹のなかでもブナ、ナラ等の優良材では減少している。

地域別にみると、40年以降北海道、東北がほぼ横ばいで推移しているのに対し、他の地域ではすべて減少し、とくに北近畿は40年に比べ46年は40%も減少しもっとも落込みが

大きい地域である。樹種別、地域別に生産量をみると、40年と46年の比較において、スギは北近畿で半減、北陸、東山、中国、東海で30%をこえる減少となっている(図IV-1)。ヒノキは、北近畿、中国、東北、九州が20%をこえる減少を示している。また、ブナ、ナラを除く広葉樹は、南関東、東海が減少傾向にあるが、他の地域では増加し、とくに東北、北陸では40年に比べ46年には2倍に増加している。

このように、地域別、樹種別に素材生産量の動向が異なっているのは、各地域における資源内容の相違によるところが大きい。「1970年センサス」により地域別の資源の賦存状況を見ると、人工林面積が樹林地の過半を占めている地域は、南関東、東海、南近畿、九州、四国であるのに対し、北海道、北陸、中国、東北では人工林は30%以下である。また、人工林の年齢構成は、各地域とも伐採時期に達していると思われる41年生以上のものはきわめて少なく、とくに北海道、中国、四国、九州では10%にみたない状況である。

素材生産量が減少しているのは、以上述べたような資源的な制約によるところが大きい。このほか伐採箇所の奥地化と林道等生産基盤の立ちおくれ、労働力の減少、材価の低迷等林業に対する先行き不安による伐採の手控え、一部にみられるような森林の財産保有的性同等にもよるものと考えられる。

つぎに、素材生産の担い手についてみよう。

「1970年センサス」によると、44年2月から45年1月の1年間に労働者を雇って素材生産を行なった者は全国で約3万7,300あり、このうち、林家等の個人がもっとも多く66%、ついで会社形態によるものが26%、森林組合等が5%その他3%となっている。一般に、素材生産を行なっている事業体は経営規模が零細で資本装備も劣弱なものが多いが、これは、立木の入手先が主として小面積の森林所有者であるため事業の単位がきわめて小さく、かつ、不定期、断続的な形態になっていることに起因している。

これらの事業体の経営状況を林野庁「昭和47年度素材生産業経営動向調査」からみると、生産原価が最寄市場価格を上回り、収益が赤字となった伐採箇所は、46年には調査対象箇所数のうちスギでは37%、ヒノキでは27%となっており、賃金の上昇、伐採箇所の小規模性および奥地化等によるコストの増嵩、国産材価格の低迷等前述したようなきびしい情勢があらわれている。

また、最近の労働力の減少、とくに若い男子労働力の不足傾向は、伐木造材、集運材等重筋肉労働者と各種機械の操作技術者を必要とする素材生産にとって大きな問題となっており、事業の計画化、協業化等を通じて優秀労働力の確保を図っていくことが必要となってい

る。

また、戦後の造林の進展によって造成された人工林がしだいに間伐を必要とする時期に到達しており、今後このような林分は一層増加するものと見込まれている。現状において、民有林では人工林の約 2 割が間伐を必要としているが、間伐材は主伐に比べ単位面積当りの収穫量が少なく伐採、搬出の経費のかかり増しが大きいかこと（伐木造材と集材に要する労賃はスギ 1m<sup>3</sup> 当り間伐は主伐の 1.5 倍、ヒノキでは 1.8 倍）や、主として間伐により生産される小径木の用途は、需要が減退している足場丸太や杭丸太であること等、間伐材生産はきびしい条件下におかれている。

最近の木材価格の高騰のなかで、一部の地域では間伐材生産の活発化もみられるが、さらに間伐材の生産の機械化、協業化によるコストの引下げ、新たな利用部門の開発、流通経費の低減を目的とした共同販売体制の確立等を通じて間伐の適切な実行を図ることが今後の課題となっている。

## 2 育林生産

森林資源は、適切な森林施業を前提とすれば再生産の可能な資源であるが、その造成にはきわめて長期間を必要とするため、長期的視点に立って森林資源の改良、充実を図ることが必要である。

わが国では古くからこの観点に立って、人工造林を進めてきたが、最近の造林をとりまく諸条件は、

(1) 代替品、外材の急激な増大によって林業に先行き不安をいだき、森林所有者の伐採とこれに続く造林についての意欲に減退がみられること。

(2) かつての薪炭林等の広葉樹林の販売が困難で、拡大造林に先行すべき伐採が行なわれ難いこと。

(3) 林地保有の零細性に起因して、造林作業が小規模、分散、断続的であるため、比較的大規模で効率の高い組織的な造林の推進が困難となっていること。

(4) 賃金等の上昇により造林のコストが高騰していること。

等のほか、近年の若年労働力を中心とする労働力の減少等きびしいものがあるが、一面造

林、保育等の的確な実施を図るため、就労期間の長期化、協業の推進、機械化等の省力技術の進展等もみられている。

このようななかで、近年、伐採量の低下による要造林面積の減少もあって人工造林面積は停滞傾向にあり、46年度には前年度に比べ5%減少し33万6,700haとなった(表IV-2)。

再造林、拡大造林別にみると、再造林面積は、40年度以降人工林の皆伐面積の減少に伴い大きく減少しているが、46年度には前年度に比べ1%の減少にとどまった。

また、拡大造林面積は、44、45年度には30万ha台で推移していたが、46年度には前年度より6%減少し28万6,000haとなった。民有林の拡大造林は、各種施策により助成措置が講じられていることもあって近年はほぼ横ばいで推移していたが、46年度には4%減少した。

民有林拡大造林を施行主体別にみると、40年度以降増加を続けていた公営造林は、46年度には公社造林が増加したものの、都道府県、市町村、森林開発公団による造林はいずれも減少したため総体では対前年度比7%の減少となった(表IV-3)。また、私営造林では森林組合の受託造林が増加しているが、個人の造林が減少しているため総体では45、46年度ともそれぞれ前年度を下回っている。

つぎに、農林省「木材生産流通調査」によって40年以降の民有林拡大造林の推移を地域別にみると、北海道、北陸、南近畿、四国および九州はほぼ増加傾向を示しているが、北関東、南関東、東海は年々減少し、東北、東山、北近畿、中国はほぼ横ばいで推移している(図IV-2)。このような拡大造林の実施状況は各地域の現状の人工林率と関連をもっている。すなわち、民有林の目標人工林面積に対する45年度末の人工林面積の割合は全国で68%であるが、南関東・東海は87%と最も高く、これらの地域では造林対象地の絶対量の減少等から拡大造林の速度が鈍化しているものと考えられる。また、東北および北近畿・中国はいずれも59%と全国平均を下回っているにもかかわらず拡大造林が停滞しているのは、これらの地域の拡大造林の対象地が、主としてかつての薪炭林でこれの材価が低いことから伐採が消極的となっていることが大きな要因である。

以上、造林の状況を人工造林面積によつてみてきたが、造林の成否は植栽後の保育、保護等の管理のあり方にも大きく左右される。このような点から農林省「林家経済調査」により林家が保育に投入した労働量をみると、46年には44年に比べ12%の減少を示している。

このように、造林の不振は植栽のみならず保育の面にもあらわれてきており、森林資源の

維持培養を図るため造林推進の諸施策の拡充強化が望まれている。

### 3 苗木生産

46年度における苗木生産量（山行苗木の生産量）は約12億4,500万本で前年度に比べ5%減少している。山行苗木の需給事情は樹種にもよるが造林面積の減少の影響をうけ、ここ2～3年は供給過剰の傾向がみられる。

これら苗木の大部分は民営苗畑から生産されているが、この民営苗畑の経営形態、規模等についてみると、46年8月1日現在苗畑を経営する事業体は全国で約3万5,600あり、このうち1ha以上の苗畑を経営するものは3%にすぎず、多くは小規模な個人経営となっている（表IV-4）。

健全な森林を造成するには、植栽後の成長がおう盛で、各種の被害に対して抵抗力のある健苗が必要である。このため、林木の育種事業が積極的に進められており、従来からこの事業の一環としての採種園、採穂園の設定が行なわれ、設定後数年日頃から種子やさし穂が生産されているが、最近、その生産量は急速に増加しており、育種苗木による造林の推進が期待されている。

なお、46年2月から新たに「林業種苗法」が施行され、優良な苗木を供給するため、形質の優良な親木から種穂を採取することや配布用種苗の表示の義務づけ等の措置がとられている。

以上のような山行苗木の生産のほか、最近、生活環境の保全の観点から都市を中心として緑化の必要性が叫ばれ、環境緑化用樹木の需要が急激に増加している。これに対し、その供給体制をみると、現在の生産の実態は零細分散的であるだけでなく庭園木の生産が主体で、広範にわたる緑化対象地の特徴に応じた樹木の生産は緒についたばかりであり、今後ますます需要が増加すると予測される環境緑化樹木の生産、流通等の近代化が望まれるのである。

### 4 林道の開設

林道は、適正な森林施業の前提条件であり、森林の公益的機能の発揮と林業の生産性向上に資するとともに林木の市場性を高める等林業経営および森林管理にとっての基盤的な施設である。さらに、林道は一般の道路網の一環として長山村等地域社会の振興に寄与するものである。

林道の開設状況を見ると、46年度の開設延長は約4,900kmで前年度に比べ2%の伸びであった(表IV-5)。46年度末現在の林道総延長は7万4,000kmであるが、「森林資源に関する基本計画」では森林資源が国土の保全、水資源のかん養等公益的機能と木材生産等の経済的機能を総合的かつ最高度に発揮するのに必要な林道延長を約27万kmと定めている。これに対する上記46年度末の林道延長は、約30%ときわめて少ない状態にある。

また、林道の開設に当っては、国土の保全、自然環境の保全等に十分配慮するとともに工事費の上昇等に対処して林道の開設効果を十分に発抑させるよう施工技術の向上を図ることが必要である。

## 5 林業技術

森林のもつ国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の公益的機能を維持向上するとともに林業生産の増大と生産性の向上に資するため伐採、搬出、造林等の森林施業の面で体系化された新たな林業技術の開発が必要になってきている。

従来からも森林生産力の増大に関する技術、あるいは労働生産性の向上に関する技術等の開発、普及が図られてきているが、これらのうちおもなものをみてみよう。

まず、省力技術としての林業機械化についてみると、30年代後半からの林業労働力の減少傾向に対処して急速に機械の導入が図られた。とくに、手鋸、手鎌にかわるものとしてチェーンソー、刈払機の普及はめざましく、伐木造材、造林作業等の労働生産性の向上に大きく寄与しており、また、人力、畜力集材にかわるものとしての集材機、トラクターが集材作業において一般的に使用されるようになった。

また、最近、国有林の一部において伐木、集運材作業の能率化を図るため、伐採から集運材までの作業を一貫して行なうことのできる多工程処理機械の導入を目的とした実用化試験も試みられている。

また、造林の植付作業においては、ポット苗による植栽技術が実用化され、苗木の確実な活着と植付期間の拡大が図られている。

除草剤は、苗畑の除草、造林地の下刈等の労力に替わる方法として使用されているが、薬剤の安全性、土壌生物等への影響に十分配慮した使用が肝要とされている。



このように伐木造材，集運材作業，苗畑，造林作業等においては機械化を中心とした技術の開発，普及の進展はみられたが，作業の対象地の多くは傾斜地のため画期的な技術の開発が難しく，個別技術の進展による労働生産性の向上には限界がある。このようなことから，最近，民有林および国有林の一部において，林内に網の目状に配された密度の高い路網を基盤として，伐採，搬出，造林，保育等一連の森林施業を通じる新たな技術体系と新規機械による作業が実施されており，生産性の一層の向上が期待されている。

このほか，森林の生態系を活用した施業方法等に関する技術の研究，開発も行なわれているが，近年，森林のもつ多角的な機能を総合的に発掘するために，森林の取扱い方法を従来にも増してきめ細かに行なう必要性が生じてきている。このような観点からたとえば国有林では，新しい森林施業の方向として皆伐作業における伐区面積の縮小，伐区の分散および保護樹帯の拡充，亜高山帯における適正な天然林施業の実施，自然環境の保全・形成，保健休養の場の提供等のための保護林，自然休養林の増設等森林のもつ公益的諸機能を十分考慮した施業方法をとることとしており，このような施業方法の変更に適応した技術の体系化が国有林の技術開発の大きな課題となっている。

## 6 森林保護

林木の育成は長期間にわたってきびしい自然条件のもとで行なわれるため各種の被害にあうことが多く，しかも一度被害をうけるとその回復はきわめて困難である。

以下，林野火災，気象災害，病虫害等の動向についてみよう。

まず，林野火災についてみると，最近の火災の発生件数は漸増傾向にあり，46年には前年に比べ約70件増の約7,100件に達している(表IV-6)。出火原因の大半はたばこ，たき火の不始末等によるものである。今後，奥地の開発が進み，森林レクリエーションの機会が増大するのに伴い林野火災は多発化することが予想されるが，一方，林野火災に対する消火態勢は農山村人口の減少等の影響をうけて低下し，その結果焼損面積が大規模化することも十分予想される。したがって，林野火災の発生の防止について広く国民一般に対して注意を喚起する等，所要の予防態勢の充実がその課題となっている。

つぎに，民有人工林の気象災害についてみよう。

気象災害は，その年の気象条件に影響されるので，年次的にも地域的にも変動がきわめて大きくなることが特徴である。最近の災害では，45年の東北，関東の凍害と台風による西日本の風害，46年の北海道の凍害がめだっている(表IV-7)。

以上のような林野火災，気象災害によってうける森林の損失を補てんするための制度として森林国営保険，民営保険，全国森林組合連合会の共済事業があるが，これらの制度に加入している森林は民有人工林のうち 3 割程度にとどまっているため，災害による損失は十分救済されているとはいえない。したがって，林業経営の安定を図りあわせて森林資源の育成に資するという観点から，森林保険の加入率の向上等を図るとともに，合理的な森林災害損失てん補制度の確立をすみやかに図る必要がある。

つぎに，森林病虫害等による被害の動向をみると，まず，松くい虫の被害は，防除の促進により近年減少のきざしをみせていたが，46 年度には西日本の台風の影響による樹勢の衰弱もあって，とくに九州，中国で急激な増加をみせ前年度に比べ 29%と大幅に増加した(図 IV-3)。松くい虫被害の防除についてみると，最近，被害の原因がマツノマダラカミキリにより伝播されるマツノザイセンチュウによる場合の多いことが判明しており，従来から実施してきた被害木の伐倒処理のほか，今後は，薬剤散布による予防にも重点をおいた防除を行ない松くい虫被害の減少に努めることが必要である。

松くい虫以外の病虫害等による被害も近年おおむね減少していたが，46 年度には，スギタマバエ，松毛虫等による被害が増加したため前年度に比べ 3%増加した。

以上述べたような被害に加えて，最近，森林レクリエーション需要の増加に伴って利用者の心ない行為による林木の損傷，植物の盗採等の被害が増加してきている。豊かな森林を維持するためには森林の合理的な管理を行なうことのほか，利用者自身が森林をレクリエーションの場として適正に利用することが必要であり，この観点から利用者に対する指導，教育を行なうための態勢の整備が緊急の課題となっている。

## V 林業経営

わが国森林の所有形態別面積の割合をみると 58%が私有林，10%が公有林，32%が国有林となっている。

まず，私有林は，林家（その大部分は農家である。）が約 7 割を所有し，残りが会社，社寺等によって所有されている。このうち，林家についてみると 5ha 未満林家は，林家数としては全林家数の 9 割を占めているが，所有面積では全林家所有面積の 3 割強を占めるにすぎない。また，公有林は，都道府県，市町村または財産区が所有し，主として地域住民の基本財産として経営されている。国有林は，その大部分が林野庁所管であり，ここでは国民共通の財産として国民生活の向上および国民経済の発展のため，国土の保全，水資源のかん養，

国民の保健休養の場の提供等の公益的機能の維持増進を図りつつ、しかも木材の持続的、計画的供給を行なっている。

林業は同じ第 1 次産業である農業に比べても地形、気象等の自然的諸条件の制約が多いうえに、きわめて生産期間が長い等他の産業に比べてその生産を安定的に拡大していくことが必ずしも容易ではない産業であるが、近年、林業労働力の急激な減少と賃金の上昇、材価水準の低迷と急変、さらには森林のもつ国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の公益的機能の発揮に対する国民の期待の増大等森林・林業をめぐる諸情勢は急速に変わりつつあり、このようなきびしい情勢のなかでわが国林業経営体は、その経営形態の如何を問わず種々の問題に直面しつつある。

以下、林業経営の諸条件と経営体の動向について述べることにする。

## 1 経営条件の動向

### (1) 林家の経営条件の動向

山林を保有する林業事業体約 286 万のうち約 9 割を占める林家についてその経営条件の動向をみよう。

「1960 年センサス」および「1970 年センサス」によって、林家の保有山林の人工林率と規模およびその生産活動の状況から代表的な経営類型別の林家数と保有面積の割合の推移をみると、35 年から 45 年にかけての 10 年間には次のような特色がみられる(表 V-1)。

まず、この 10 年間に保有山林の人工林率が 10%未満の天然林型林家が林家数、保有面積ともに大幅に減少したのに対して、人工林率が 10%をこえ 60%未満の林種転換型林家および人工林率が 60%をこえる人工林型林家は着実に増加しており、この期間に拡大造林が活発であったことがうかがわれる。

また、保有規模の拡大の動向についてみると、人工林型では、林家数、保有面積ともに 1～5ha 林家が減少している一方、5ha 以上林家が増大しており規模拡大の傾向がうかがわれるが、なお、全体的には 1～5ha 林家は天然林型のそれも含めると林家数で 73%、保有面積で 25%を占めており依然として零細な保有が林家数で圧倒的であるという構造が示されている。

さらに、これを地域別にみると、前述の人工林型、林種転換型については、南関東を除く

すべての地域とも全国と同様増加傾向をみせており、なかでも、とくに人工林型が増加したのは中国、北近畿、東山、林種転換型が増加したのは中国、北陸、東山となっている。一方、南関東ではこの10年間に、この地域で林地を保有する農家でない個人世帯が3倍に増加している等林業経営を目的としない林地取得者が増加した等の理由もあって全国の傾向とは逆の動きをみせている。また、各地域でもっとも高い割合を占める経営類型をみると、北海道、北近畿、中国は林家数、保有面積ともに天然林型の割合が高いが、一方、東北、北関東、東山、北陸では林家数、保有面積ともに林種転換1~5ha型の割合が高い。また、東海、南近畿は林家数では人工林1~5ha型の林家が多いが、保有面積では人工林30ha以上型がもっとも高い割合を占めており、わが国林業の先進地帯となっていることが首肯しえよう。さらに、四国、九州は、林家数、保有面積ともに人工林1~5ha型の割合が高く、東海、南近畿に続く林業地帯となっているが、林家の保有規模はこれら2地域に比べて小さい。

つぎに、林地の流動化の動向をみよう。

まず、林地の流動化の状況を「1960年センサス」と「1970年センサス」の林業事業体数の推移によってみると、農家林家が10%減少し、農家でない個人世帯が79%増加する一方、1ha以上の山林を保有する会社数は2.4倍の4,941となり、このうち林業経営を主業としない会社数は3,887と2.8倍になっている。また、これらの農家でない個人世帯および会社は、東京都、大阪府等の大都市を含む都府県での増加が顕著となっている。

また、林地の転用状況について、「1965年中間センサス」および「1970年センサス」によって5カ年間の比較をしてみると、森林面積総数ではほとんど変化はみられないものの、保有形態別および地域別にはかなりの変動がみられる。

すなわち、保有形態別の保有面積では、国有林、公有林では増加し、私有林では減少している。私有林の減少（約18万ha、40年面積比1.3%）のうち、最大の要因は、森林開発公団、造林（林業）公社、地方公共団体等の公的機関による分収造林の進展によって、保有形態が移転したことであるが、この期間における分収造林面積等を差引いても、なお5万ha（40年面積比0.3%）の減少がみられ、その都道府県別の減少率も、神奈川14%、栃木6%、奈良5%、千葉、大阪3%等、大都市周辺部の府県で高い値を示している。

このような私有林面積の減少要因を、もっとも減少面積が多かった栃木県を例に、その宇都宮森林計画区についてみると、41年度から45年度の5カ年間における、この森林計画区での私有林面積（総面積5万1,261ha）の移動は、林地から他に転用されたもの2,854ha、他から林地となったもの55haであって、差引き2,799haの減少となり、その減少率は5%である（表V-2）。

この林地転用の用途別内訳は、水田、畑地、樹園地等の農地に転用されたものが半数以上を占めているものの、宅地、工場等の建物敷地およびゴルフ場等の用途で転用されたものもかなりの割合を占めている。

また、近年の林業経営をめぐる諸情勢のもとでの林業経営者の経営意向を47年9月に林野庁が実施した「林家の林業経営意識調査」（以下「47年意識調査」という。）によってみると、多くの調査対象林家が現在経営上の問題点として、林業労働力の減少とこれを背景とした賃金の上昇および外材の増大を指摘している。以下これらについて43年の農林省「林業経営者意識調査」（以下「43年意識調査」という。）にみられたこれらの問題点に対する意識と対比しながら述べてみよう。

まず、林業労働力の減少と賃金の上昇については、「43年意識調査」、「47年意識調査」ともに、林業経営にとってもっとも問題であるとしているが、とくに「47年意識調査」ではこれを指摘するものが多い。

また、「43年意識調査」では「必要なだけ人手を雇えない」と答えた者が全体の39%であったが、「47年意識調査」では61%に増加している。雇えない理由としては、両調査とも「人が減っている」、「他の仕事になってしまう」、「賃金水準が高すぎて経営が成り立たない」が大部分を占め、なかでも「43年意識調査」では「人が減っている」、「47年意識調査」では「賃金水準が高すぎて経営が成立たない」がもっとも多い。

このような調査結果は、経営規模の小さい林家では家族労働力の活用、森林組合労務班への委託等によって、また、経営規模の大きい林家では年間を通じた雇用等により対処しているが、今後、林家が労働力の減少や賃金の上昇に対処していくためには、経営の合理化を図るとともに林業労働条件の改善を図る等労働環境の整備を進めるとともに、より一層作業の省力化を図ることが必要な事態となっていることをものがたっている。

つぎに、外材の増大については「43年意識調査」によると「外材が増えると木材価格が安くなって困る」と答えた林家が全体の29%を占めていたが、「47年意識調査」では64%を占めるに至っている。一方、「外材が増加しても国内林業は困らない」と答えた林家が「43年意識調査」では全体の35%を占めていたが、「47年意識調査」では18%に減少している。また、「47年意識調査」では「外材の増加に対処した施業を行なっている」と答えた林家が全体の72%に及んでおり、その内容としては、「枝打ち等による品質の向上」、「更新樹種の変更」、「合理化の推進」がおもなものとなっている。

このような外材に対する林家の意識は、これら林家が戦後に造林した大量のスギ林を保有している現状のなかで、近年とくにスギ材に外材との競合・代替がめだっていることが大きな要因と思われる。

## (2) 林業労働

林業労働は、ごく一部の専業労働者を除き大部分が山村、農山村の農業兼業労働に依存しているが、近年の経済の高度成長等に伴って人口、産業の都市集中は著しく、山村、農山村からも若年層を中心として人口が急激に流出している。これに伴って林業労働力は減少するとともに高齢化、女子化の傾向が高まっており、また、林業労働賃金は、このような労働力の減少と他産業労働者の賃金の上昇を背景として同様に上昇している。

さらに、林業労働は、作業の季節性、事業単位の小規模性等のため臨時日雇的な性格が強く、また、作業地は急傾斜地が多いこともあって労働強度が高い等の特徴がみられる。

このような林業労働の現状に対処して、雇用の長期化、協業の推進、機械化等省力技術の導入による労働生産性の向上等が図られているが、これらの一層の推進と林業労働力の確保のための対策の拡充が必要である。

### ア 林業労働力

林業労働においては、上述したような特殊性から就労形態、就労期間ともきわめて幅が広くまちまちであるため、林業就業者数の的確な把握には困難が伴うが、これを総理府「労働力調査」(全国2万6,000世帯の15歳以上の者約7万人につき毎月末1週間の就業状態)によってみると、46年の林業就業者数は17万人であり、前年に比べ3万人(15%)の減少となっている(表V-3)。

また、総理府「国勢調査」(5年毎のしつ皆調査、就業者数については9月末1週間の就業状態)では、林業就業者数は40年の26万4,000人から45年には22万400人と5年間で17%減少している。

このように、これらの調査による林業就業者数はいずれも減少を示しているが、さらに林業就業者の状況について「1970年センサス」(農家および林家の世帯員について、44年2月から45年1月の1年間の就業状態をしつ皆調査)によってみると、林業に従事した者は194万人(自営林業に従事した者171万人、雇われて林業に従事した者23万人)となっている。

また、「労働力調査」における林業就業者数の従業上の地位別推移をみると、減少割合の大きいのは家族従業者および臨時・日雇で、常雇はほぼ横ばいと安定傾向を示している。

以上のことから、林業労働はまだかなり多数の家族労働力をようしながらも、雇用、専門化の方向をたどりつつあることを示している。

また、後継者となるべき新規学卒者の林業への就業状況を文部省「学校基本調査」によってみると、46年には中学卒就職者17万人中170人、高校卒就職者74万人中653人と林業に就業する者はきわめて少ない状況にある。

さらに、林業労働力の高齢化、女子化の傾向も一層顕著になっている。すなわち、林野庁「森林組合統計」によって、森林組合労務班員の年齢構成をみると、40年には40～59歳階層が労務班員総数の38%、60歳以上層が4%であったのに対し、46年にはそれぞれ53%、10%を占めるに至り急速に林業労働力の高齢化が進んでいる。

また、女子は、主として苗木生産、造林等季節的に多くの労働力を必要とする作業に従事しているが、上述の森林組合労務班員総数に占める割合は40年の27%から46年には35%と増加しており、最近の労働力減少のなかであって、重要な存在になってきている。

このような林業労働力の状況に対処して、素材生産、造林等の林業生産活動を的確に実施するため、就労期間の長期化、機械化等の進展がみられる。

たとえば、森林組合労務班員の就労状況をみると、43年から46年の間に就労日数60日未満の労務班員が32%減少しているのに対し、60～149日層および150日以上層は28%、39%とそれぞれ増加している(表V-4)。また、民有林における林業機械の導入状況をみると、46年には43年に比べチェーンソーは1.7倍(46年3月末現在の保有台数は約13万台)、刈払機は2.3倍(同11万台)に増加しており、労働生産性の向上に寄与している。

つぎに、「1970年センサス」によって、林業労働者と農業との結びつきについてみると、年間150日以上雇用された林業労働者は、北海道と近畿を除くその他の地域では80%以上が農家世帯員となっている。また、林野庁「林業労働者通年就労促進対策実態調査(46年)」によって、森林組合労務班員が現在林業に就労している理由をみると、「自分の居住地で働くことができる」および「農業など家の仕事のあい間に働くことができる」とするものが約8割を占めている。

このように、林業労働者の多くは現在でも農閑期に林業に就労する形態をとっていることから土地に対する定着性が強く、その地域間の流動性はきわめて小さいものといえよう。

## イ 労働条件等

ここでは、労働条件等のうち、賃金の動向、労働災害の発生状況および社会保険の適用状況についてその概略を述べてみよう。

まず、伐出業の賃金を労働省「林業労働者職種別賃金調査」からみると、46年の職種平均賃金は2,681円で前年に比べ12%上昇している(表V-5)。これを伐出業と比較的類似している建設屋外作業賃金と比べてみると、職種平均ではここ数年ほぼ同一水準にある。

また、育林業の賃金を林野庁「民間林業労務者の賃金実態調査」によってみると、46年度の造林手平均賃金は2,160円で前年度に比べ10%の上昇を示した。平均賃金のもっとも高い地域は北海道の2,667円で、もっとも低いのは九州の1,766円である。男女別には、男子造林手の平均賃金は2,463円、女子造林手は1,666円となっている。

つぎに、林業労働災害の発生状況を労働省「労働者死傷年報」によってみると、近年、休業8日以上死傷者は着実に減少しており、46年にも対前年比7%減の約1万5,000人(うち死亡者238人)となっている。

また、最近の数年間をみると、災害の頻度をあらわす度数率(100万労働時間当たり休業1日以上死傷者数)は安全作業の推進、安全衛生管理の推進等によって徐々に低下している一方、災害の強さをあらわす強度率(1,000労働時間当りの労働損失日数)および平均労働損失日数(死傷者1人当りの労働損失日数)はやや増加しており、最近の災害の特徴として、重大災害が多いことを示している(表V-6)。

さらに、各種社会保険制度の林業に対する適用状況をみると、森林組合を含む民間の事業体に雇用されている者の各種社会保険制度の被用者としての適用は、きわめて少ない状況にある。これは、林業においては雇用が作業の季節的片寄りによって臨時、日雇形態が多いこと、事業規模が零細であること、さらにこれらのことから、労働者災害補償保険を除き農林水産業が強制適用の対象業種から除外されていること等によるものと考えられる。

労働者災害補償保険の林業の適用状況を労働省「労災保険事業月報」によってみると、47年3月末現在の適用事業場数は3万8,962、適用労働者数は20万7,341人で前年同期に比べそれぞれ2%、9%の減少となっている。また、失業保険の適用状況を労働省「失業保険



月報」によってみると、46年7月末現在、被保険者数は3万4,810人で、前年同期に比べ5%減少している。なお、このような被保険者数等の減少は、雇用量の減少が影響しているものと考えられる。その他の社会保険の適用についてみると、被用者保険である厚生年金等に加入している者はきわめて少なく、多くは国民健康保険、国民年金等の適用者となっている。

このような状況を改善するため、林業労働者の就労期間の長期化、雇用の安定化等を図り各種社会保険制度を適用するための諸々の条件を整備することが重要な課題となっている。

### (3) 森林計画

森林・林業は、適正な施業を通じて森林のもつ国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の公益的機能と木材生産等の経済的機能の調和が可能となる特徴を有している。しかしながら、森林資源の利用、造成にはきわめて長期間を必要とすることから、森林の取扱いに当っては確固とした計画が必要である。

このため、41年4月に「林業基本法」に基づき「森林資源に関する基本計画」および「重要な林産物の需給に関する長期の見通し」を策定し、これに基づいて各種の林業施策が行なわれてきた。しかしながら最近の森林・林業をとりまく諸情勢の変化は著しく、とくに森林の公益的機能に対する国民の要請は従来になく高まっており、また、木材需給の動向をみても増大する需要に対し国産材の供給は停滞傾向にあり、一方、外材についても産地国の社会的経済的事情に起因して円滑な輸入が困難となる事態も生じてきている。これらの諸情勢に対処して森林のもつ多角的機能を総合的かつ最高度に発揮するため適正な森林施業の実施によって、健全な森林資源の造成維持を推進することとし、48年2月に上記資源計画および需給見通しの改定を行なった。

つぎに、民有林において林業経営体が、森林の伐採や林相の改良等を計画的に推進するため、所有者が単独または共同でみずから計画を策定し、都道府県知事の認定をうける森林施業計画制度の認定状況をみると、46年度末までの森林施業計画の認定面積は、303万haで民有林面積の19%に当たっている(表V-7)。これを公有林、私有林別にみると、公有林および私有林の大規模所有者は、この制度を積極的に活用しているため認定が進んでいるのに対して、私有林の中小規模所有者の認定実績が低い。これら零細な林家が本制度を積極的に活用して、森林施業の集中化、共同化を推進して合理的森林経営を図るため、現在、森林組合等が森林所有者に代って属地的な共同森林施業計画を作成する事業が進められているが、どのような協業の推進を図るための森林施業計画制度が一層重要な事態となっている。

#### (4) 林地価格

林地として売買された林地の価格のおおよその水準を日本不動産研究所調査結果によってみると、46年3月末現在1ha当り用材林地34万円、薪炭林地23万円と前年同期に比べ上昇はしているが、林業情勢の先行不安もあって伸び率ではそれぞれ4%、3%にとどまっている(表V-8)。

また、地域別の1ha当り価格では、用材林地、薪炭林地ともに大都市周辺の南関東、北関東、東海が高く、伸び率では北関東、中国、東山が高い。北海道の林地価格は、自然的経済的立地条件が悪いため、用材林地で4万5,000円と都府県に比べて極端に低いが、価格の伸び率は都府県とおおむね同様である。

#### (5) 林業資金

林業部門(造林から素材生産までの部門)の全国の金融機関における47年3月末現在の貸出残高総額は3,043億円で、前年同期に比べて13%増となっている(表V-9)。

これを金融機関別にみると、農林漁業金融公庫および国民金融公庫による制度金融が46%、ついで農林中央金庫および商工組合中央金庫による系統金融が21%、銀行、相互銀行、信用金庫等による一般金融は33%となっている。

つぎに、制度金融の大部分を占める農林漁業金融公庫の林業関係資金の貸付決定額をみると、前年度に比べて4%増加し、その内容をみると、造林資金と林道資金が増加している(表V-10)。造林資金の増大は、造林公社に対する貸付額が年々増加していることや森林組合の受託造林の伸びに負うところが大きい。また、林道資金の増加については補助事業の伸長によるところが大きい。また、森林取得資金は木材価格低落等の影響もあって減少をみせたが、一方では山村からの離村者の所有する林地の買取や、経営規模拡大のための林地取得の要望が高まりをみせている。

さらに、46年度の林業信用基金の債務保証状況をみると、328億円と前年度に比べ13%伸びている。資金使途別には、製材業が大きく伸びた反面、46年度の素材生産の停滞を反映して近年になく素材生産の伸びが低い。また、被保証者別には、近年、会社の伸びが組合および個人をしのいでおり、46年度はその傾向がとくに著しい(表V-11)。

## 2 私有林

私有林は、わが国森林面積の約 6 割を占める一方、国内林業生産に占める割合も素材生産量で 6 割、造林面積で 6 割と重要な地位を占めているが、この私有林を保育する事業体数の圧倒的部分を個人世帯の林家が占めているので、これについて 46 年の経営の動向を述べると、次のとおりである。

まず、林業活動を相当程度行なっていると見込まれる山林保有規模 5～500ha 林家について農林省「林家経済調査」によって 46 年の経営動向をみよう(表 V-12)。

これら林家の、現金収入額は 1 戸当り平均 45 万円であったが、その金額別戸数割合をみると、46 年に現金収入のまったくない林家は前年と同水準の 23%、現金収入が 50 万円未満の林家数は前年と全く同じく 36%と、この両方で調査対象林家の 59%を占めるに至っており、木材価格低落ないし伸びなやみ等林業をめぐるきびしい情勢のなかで、その経営活動が停滞していたことを示している。現金収入の内訳は各階層とも立木の販売の割合が高く、平均では 75%を占め、ついで素材生産が 8%、菌茸生産が 7%となっているが、5～20ha、20～30ha 林家では菌茸生産がそれぞれ 18%、12%と高い割合を示している。

一方、現金支出額は、1 戸平均 12 万円であったが、その内訳は賃金、種苗代、原木代等となっており、このうち賃金の割合は、5～20ha 林家で 35%、100～500ha では 62%に達し、保有規模が大きくなるほど高くなる傾向をみせている。

つぎに、林業を農業の副次的部門として営んでいる保有山林 1～5ha の農家林家の林業所得を農林省「農家経済調査」によってみよう。

46 年度の 1 戸当り総所得は 150 万円と前年度に比べ 13%増加している(表 V-13)。このうち農業所得は 22%の増、農外所得は 8%の増と農業所得の伸びが大きい。また、農外所得の割合は 63%と依然として高い水準を示している。このなかで林業所得は、6 万 3,000 円と前年度に比べ 13%増加しているが、総所得に占める割合は 4%と前年度と同様である。

また、両調査によって 46 年の自営林業への労働投入量をみると、まず、5～500ha 林家では、1 戸当り延 95 人目で前年にひき続きわずかに減少し、地域別には、北海道、東北が増加したのに対して他の地域はすべて減少している。(表 5-14) つぎに、5ha 未満の農家林家では、家族労働の投入量は、1 戸当り 152 時間で前年度に比べ 10%減となり、家族総労働量の 3%を占めるにすぎない。

### 3 入会林野

入会林野および旧慣使用林野のうち山林面積は、「1970年センサス」によると135万5,000ha、権利を有する事業体数は7万4,000となっている。このほか入会権や旧慣使用権の存在する原野面積を加えた入会林野等については、入会権や旧慣使用権という複雑な権利関係が存在しており、近代的な土地利用の推進を困難にしている。このような入会林野等の農林業上の利用を促進するため、41年に制定された「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」に基づき、42年度から入会林野等の権利関係の近代化を目的として権利の調整を図るために必要な調査、測量、指導等を内容とする入会林野等整備促進事業が行なわれている。また林業構造改善事業においてもおおむね同様な事業を内容とする入会林野近代化事業が行なわれている。

この入会林野等整備促進事業の実施状況をみると、46年度の実績（整備計画を作成して知事の認可をうけたもの）は、面積では3万4,000ha、権利取得者数では2万4,000人と前年度とほぼ同程度であり、同年度末までの実績は面積12万2,988ha、権利取得者数9万2,991人となっている（表V-15）。

また、この入会林野等整備促進事業による整備前後の土地利用状況の変化をみると、整備前は対象面積のうち林地は94%、採草放牧地は6%であったが、整備後は林地が99%にふえている。さらに、整備後の経営形態をみると、面積では、生産森林組合等の法人による協業経営が全体の58%、個人による個別経営が37%を占めており、残りが数人共有による経営となっている（表V-16）。

#### 4 公有林

都道府県有林、市町村有林および財産区有林を総称する公有林は、面積258万ha、蓄積1億9,000万m<sup>3</sup>とわが国森林に重要な地位を占めている。その生産活動をみると、46年度の素材生産量は285万m<sup>3</sup>で、国産材生産量の5%を占める一方、人工造林面積は3万7,000haと全国人工造林面積の10%を占めている。

まず、公有林の経営状況をみると、わが国林業に共通の困難な経営環境のなかにあって、しだいに経営収支が悪化しているところが多く、たとえば、大規模な林業経営を行なっている北海道有林（経営面積62万ha）、山梨県有林（同16万ha）では年々支出超過の増大傾向がみられる。

また、最近の森林の公益的機能に対する国民の要請は、公有林経営に対しても強いものになっており、これらの要請に応じて、とくに景観のすぐれた県有林等にレクリエーション利用を目的とした「県民の森」等を設ける府県が増加し、47年10月現在、32府県において、

1万5,000haの森林が県民のレクリエーション等に利用されている。さらに、前述のように林地転用が活発に行なわれている神奈川県では、森林の減少に伴って失われている自然環境の維持造成に県有林（経営面積1万2,000ha）のもつ機能を期待して、伐採量を大幅に減少する等の措置を講じている。このように都市化の進展が著しい地域にある公有林を中心に、林業経営に当って森林の公益的機能発揮の比重を高めている事例が多くなっている。

## 5 国有林

46年度の国有林野事業の運営は、国土の保全、自然環境の保全・形成等森林の公益的機能確保の国民的要請がとりわけ国有林野について高まるなかで、前年度にひき続く木材価格の低迷、大幅な賃金上昇等によってかつてない経営収支の悪化を記録するなどきわめてきびしい情勢のもとで推移した。

以下、46年度における国有林野事業の実施状況を概観すれば次のとおりである。

まず、伐採量は戦後最高の水準であった39年度の2,300万m<sup>3</sup>台からは大幅に減少しているが、2,033万m<sup>3</sup>と前年度（2,030万m<sup>3</sup>）とほぼ同量であった（図V-1）。国有林の用材総供給量に占める割合および国産材用材供給量に占める割合を46年についてみると、それぞれ15%、33%となっている（表V-17）。

伐採量のうち、801万m<sup>3</sup>は製品生産事業の資材にあてられ、これによって、対前年度比1%増の620万m<sup>3</sup>の製品（丸太）が生産された。

製品生産事業の実施に当っては、全作業工程について能率性の向上と安全作業との均衡を図りながら機械化、単純化の推進に努めてきたが、前年度にひき続く木材価格の低迷、労働生産性の向上を上回る大幅な賃金の上昇、過大な管理部門と割高な間接費等によって、その収益性は著しく悪化してきている。

つぎに、国有林材の販売状況をみると、立木販売量1,232万m<sup>3</sup>、製品（丸太）販売量619万m<sup>3</sup>となっており、いずれも前年度に比べ微増しているが、林産物販売による収入金額は立木、製品あわせて1,287億円と前年度に比べ8%減少し、45年10月以降の木材価格の下落、低迷の影響を強くうけている。

造林事業についてみると、46年度の人工造林面積は、40年度以降の伐採量の減少傾向による要新植面積の減少に伴い8万1,000haと前年度にひき続き5%減少している。しかし、森林の公益的機能を重視する立場から、天然更新面積は5万7,000haと対前年度比8%増加

しており、この結果、更新面積総数では前年度とほぼ同様となっている(表 V-18)。

なお、造林事業には適期に労働力を必要とする作業が多く、このため、季節性を克服し、労務の平準化を図る必要があるので、ポット造林、伐採前地ごしらえ等の技術の開発、普及のほか、除草剤の利用、労働力の一層の流動化等が必要となってきた。

林道事業についてみると、46 年度には前年度とともに従来の開設量水準を大きく上回る 1,689km の林道開設を行ない、46 年度末における総延長は 3 万 800km に達した(図 V-2)。

林道は、林業生産の基盤として、また、地域振興のうえからも重要なものであるが、最近における国土の保全、自然環境の保全・形成等森林のもつ公益的機能重視の施業の採用による伐採箇所の分散、択伐等天然林施業の増大等によって、林道延長の確保がより一層重要となっているとともに路線選定、開設工法、構造等についても環境の保全に十分な配慮が必要となり、開設単価の増嵩は避けられなくなってきた。

さらに、治山事業については、第 3 次治山事業 5 カ年計画に基づいて、復旧治山、予防治山を主体として実施されており、46 年度は事業費 125 億円(うち治山勘定分 23 億円)をもって実行している。

治山事業は、森林のもつ公益的機能を維持増進するための事業であって、民有林治山事業および治水事業等との均衡を保ちつつ実施する必要があるが、今後ともその拡充に努めなければならない情勢にあるが、国有林野事業のきびしい経営収支、資金事情等のなかにあつてその費用負担、効率的な実施等を含め、治山事業の今後のあり方が重要な課題となってきた。

このほか、最近の国民の緑に対する要請に積極的に応えるため、44 年度から自然休養林事業を推進しているが、46 年度には、13 カ所を自然休養林として指定し、47 年度に指定する 7 カ所を含め、47 年度末における自然休養林の総数は全国で 45 カ所 5 万 8,000ha である(表 V-19)。なお、自然休養林の利用者数は 46 年度は 918 万人であったが 47 年度には約 1,300 万人に及ぶものと予想され、広く国民に利用されていることがわかる。

また、国有林野の草資源の活用と造林事業の省力化等を目的として 42 年度から行なっている肉用牛の生産育成実験については、前年度に引き続き 10 牧場で実験を継続している。

つぎに、国有林野事業に従事した定員内職員および作業員についてみると、定員内職員数は、伐採量等生産的な事業の規模が最高の水準にあつた 39、40 年当時 4 万人であったもの

が、46年には3万9,000人とほとんど横ばいに推移してきたのに対し、作業員の雇用量は年々減少傾向をたどり、40年度に延1,376万人であったものが、46年度には同じく956万人となり、対前年度比では8%の減少となっている。

なお、作業員の雇用区分別では常用作業員数が前年度に比べわずかに増加し、定期および臨時作業員数はともに減少しているが、臨時作業員の減少率がより高い。

また、作業員の1日当り平均賃金は3,499円と前年度に比べ大幅な上昇となっており、職員俸給の上昇ともあわせ、国有林野事業における人件費の増嵩は著しいものとなっている。

以上の事業の実施の結果、46年度における国有林野事業全体の経常収支は、現金収支225億円、損益計算上356億円と特別会計制度発足以来の大幅な赤字を記録した(表V-20)。しかもこのような経営状況のまま推移するものとすれば、今後相当長期にわたって連年赤字が累積し経営基盤をゆるがすような事態となることが予測されるに至った。

一方、近年の産業公害の深刻化、生活環境の悪化等に伴い、森林の公益的機能確保に対する国民的要請が著しく高まるに及び、国土の保全、水資源のかん養等の機能のみならず、自然環境の保全・形成、森林レクリエーション等の観点からみて重視すべき森林が多い国有林野については、とりわけ大きな関心が寄せられ、また、40年代前半の順調な外材輸入、45年後半からの景気後退に伴う木材需要の停滞等の諸事情もあって、国有林野事業における木材生産機能を相当圧縮してもその公益的機能をより増大させることを求める声が大きくなってきたのである。

もちろん、国有林野事業はその使命達成のため、率先して森林の公益的機能を重視する事業運営に努める必要のあることは当然であって、今後、伐採量の適正化および皆伐面積の縮小、伐区の分散、保護樹帯の拡充、亜高山帯等における適正な天然林施業の実施等を内容とする新たな森林施業を採用することとしているが、このことは、また経済行為としての林業経営に対して相当の制約を課することにもなるのであって、国有林野事業をめぐる情勢は従来にもましてきびしいものとなってきている。

また一方、47年下期の建築活動の活発化に伴う木材需要の増大と価格の高騰に端的にみられるように国有林野事業における木材の計画的、持続的供給に対する要請は、外材供給事情の将来の見通しとも関連して、今後ますます重要となってくることは明らかである。

このようなことから、国有林野事業が今後さらに長期的観点に立って国民の付託に応えることを目途に、国有林野のもつ多くの公益的機能と木材生産機能の調和のうえにたつて

事業運営の健全化を図るべき必要性が従来にもまして強まってきている。

したがって、国有林野事業としては、わが国森林・林業をめぐるきびしい情勢に対処する適切な森林・林業政策の展開とあいまって、国有林野の公益的機能の維持増進を図るための諸施策の拡充に努めるとともに、事業運営の面においても、各種事業の一層の改善合理化、間接管理部の適正簡素化、組織の改善を含む経営管理体制の刷新等を強力に推進する必要に迫られている。

## 6 森林組合等

以上、森林を保有しみずから一貫して経営を行なう林業事業体について述べてきたが、これらのほか、素材生産業者、造林（林業）公社、森林開発公団のように、林業活動の一部を実施しているもの、さらには森林組合のように組合員のための経営指導や組合員の委託を受けて森林の施業や経営を行なっているものもある。

ここでは、森林組合、造林（林業）公社、森林開発公団についてその活動状況を述べてみよう。

### (1) 森林組合

森林組合は、森林所有者に対する経営指導、施業受託、共同販売等を通じ、さらには、林業構造改善事業の推進とあいまって、多くの地域において地域林業振興の中核的担い手となるに至っている。

まず、46年3月末現在の施設森林組合の組織状況をみると、組合数2,524、組合員数179万人、森林面積1,170万haで、その組織率は1ha以上の森林所有者数の約8割、民有林面積の約7割を占めている。また、組合数は経営基盤拡充のため合併等によって前年同期に比べさらに減少している(表V-21)。

つぎに、林野庁「森林組合統計」により、45年度に施設森林組合が実施したおもな事業の状況をみると、次のとおりである。

林産物を組合員から受託・買取りをして販売する販売事業は、56%の組合が実施しており、総販売高は154億円と前年度に比べ8%増加している。また、立木等を受託または買取りをして伐採、搬出、さらには販売を行なう林産導業は、44%の組合が実施し、生産販売数量（生産のみの受託も含む）は204万m<sup>3</sup>と前年度に比べ10%増加している。さらに、森



林造成事業は、67%の組合が実施し、その取扱金額は前年度に比べ38%の大幅な増加を示しており、なかでも治山、林道事業の伸びがめだっている。森林造成事業のうち、新植事業は54%の組合が実施し、その面積は7万2,000haと前年度に比べ6%増加し、民有林新植面積の27%と大きな地位を占めるに至っている。

以上のような諸事業を実施するのに中核的な存在となっている森林組合の労務班は、46年3月末現在、60%の組合において組織され、その班員数は6万5,375人と前年同期に比べやや減少しているが、年間150日以上就労者の割合は高くなっている(表V-22)。

つぎに、生産森林組合についてみると、46年3月末現在、組合数は1,155、組合員数は13万人、森林面積は11万haといずれも入会林野等整備促進事業の進展に伴い増大している。また、45年度に実施した生産森林組合の事業状況をみると、全組合のうち販売事業は37%、新植事業は32%、保育事業は55%の組合が実施し、いずれもその割合は前年度に比べ増加している。

また、林業構造改善事業の実施状況について述べてみよう。

地域の林業構造を改善し、林業経営を近代化して林業生産の増進と林業従事者の所得の向上を図るため、地域経済に林業が重要な地位を占める市町村を対象として、39年度から第1次林業構造改善事業が実施されており、46年度までに986市町村を指定し、同年度で指定を終了した。

さらに、最近における林業をめぐる諸情勢の変化に対応して、地域の林業構造の改善を一層促進し、地域林業の振興を図るため、47年度から第2次林業構造改善事業が発足し、従来の事業に新たに、地域的にまとまりのある集団協業の推進、これを基盤とした高度の生産技術体系による集約経営の導入とこのための林道の整備、広域的な林産物集出荷施設の整備、森林のレクリエーション利用のための基盤整備等を内容とする森林総合利用の促進等の事業を加えるとともに、規模を大幅に拡大して実施することとしている。

これらの事業の実施主体は、市町村、森林組合等であるが、なかでも森林組合は、みずから労務組織を保有していることもあり、生産活動に必要な施設の設置、機械の導入や協業の推進等の主体としての役割は重要となっている。

以上述べたところからも明らかなように、最近における森林・林業をめぐるきびしい諸情勢の推移のなかにあって、森林・林業経営の健全な発展を図り、木材生産のほか、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の多角的機能を発揮しうる森林の適切な管理

を進めるうえで森林組合が果たすべき役割はきわめて大きなものとなっている。とくに、山村労働事情の急激な変化に伴って、個別森林所有者自身による施業がますます困難になるなかで、適正な森林施業への国民的要請に応えつつ民有林業の一層の発展を確保するためには、森林組合が従来の機能のほか、さらに、その構成員である森林所有者にかわって森林・林業経営を遂行し、その合理化を図るといふ総合的な役割を担うべきことが要請されており、このためにも組合の広域大型合併等森林組合の広域協業体制の整備を一層推進し、事業活動の充実と体質の強化を図ることが必要な事態となっている。

## (2) 造林（林業）公社および森林開発公団

46年度に造林（林業）公社（以下「公社」という。）および森林開発公団（以下「公団」という。）が行なった拡大造林は公社1万7,752ha、公団1万8,174haで両者あわせて民有林拡大造林面積の16%を占めている。

公社は、47年10月現在33府県に36公社が設立され、1公社当り年間約500haの造林を行っており、前年度に比べ4%増加している。公社の経費は、当面伐採収入が皆無のため、出資金、補助金および借入金をもってあてている。出資金についてはその90%を地元府県、市町村が拠出しているが、滋賀県造林公社、木曾三川水源造成公社等の場合は、下流の地方自治体等からの出資もうけており、森林造成費用負担の新たなあり方として注目されている。借入金は農林漁業金融公庫の融資を中心として年々増加しているが、この傾向は保育面積や支払利息の増大により今後も続くものと見込まれ、伐採による収入が得られるまでの資金調達が今後の公社運営の大きな課題となっている。

公団は、政府出資金等により、奥地水源地帯を対象として分収方式による造林を実施しており、36年の制度創設以来、造林面積累計は46年度末現在約20万haに及んでいる。

また、公団が実施している特定森林地域開発林道（スーパー林道）事業は、46年度末現在17路線433kmの開設（うち4路線完成）を行ない、奥地森林資源の開発や山村地域社会の振興に大きな役割を果たしている。

## むすび

わが国の森林・林業は、木材の供給をはじめ、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の機能を通じて、わが国経済の発展と国民生活の向上に大きく貢献してきたが、経済の高度成長と高密度社会の形成が進むなかで、産業と人口の集積、公害の増大、国土の乱開発等いわゆる高度成長のひずみが深刻化する一方、国際政治経済環境の変化に対応し

て生産、輸出中心の産業構造から国民福祉の充実をめざす産業構造への転換が迫られる等、森林・林業をめぐる社会経済環境の変化は著しいものがある。

このような森林・林業をめぐる環境の変化は、46年から47年にかけてきわめて特徴的にあらわれ、一面では46年から47年前半までの経済の低迷期における過去の経済優先施策への反省としての自然環境の保全・形成、国土の保全、水資源かん養等森林の公益的機能に対する要請の高まりとなり、また、一面では47年後半からの木材需給のひっ迫とこれに伴う木材価格の高騰を契機として木材供給の確保等森林の経済的機能の再認識となってあらわれたのである。

このように、きわめて多様な国民的要請に応える必要があるわが国森林・林業の最近の動向については、以上の各章で明らかにしたところであるが、今後の政策的課題との関連で当面する主要な問題点を整理すると次のとおりである。

第1は、木材の需要および供給の安定的な調整ならびに長期的視点に立ったわが国森林資源の保続培養による林業生産力の増強および外材の安定的確保を図る必要があることである。

まず、46年から47年にかけての木材経済は、先に述べたように過去においても例をみないような住宅建設の減退と急増を反映して、需給は緩和からひっ迫へ、価格は低落から高騰へという経過をたどったが、国の内外を問わず木材供給についての制約的要因が顕在化しつつあるという現状においても国民福祉の向上のための住宅建設は今後とも安定的に増大させる必要があるものであり、この意味でも、46年から47年にかけての経過は必ずしも望ましい事態ではなかったのである。したがって、今後における住宅その他木材需要に直接関連する分野における成長のあり方については、行政的、金融・財政的諸施策を総合的に展開することにより安定的な拡大を図ることとともに、供給の安定的拡大のための国内林業生産および外材輸入のための諸施策と巧みな調整を行なうことにより、短期的な需給変動を極力避けることおよび長期的視点に立った資源節約的技術の開発等による木材資源の効率的利用を図ることが肝要である。

つぎに、国内における林業生産力については、資源的制約、林道等生産基盤整備の立ちおくれ、林業労働力の減少等の要因から停滞的に推移してきているが、木材の需要が長期的にはなお相当の増大が予想されるなかで、すでに供給量の過半を占める外材の供給事情が将来、より制約的とならざるをえないと予測されることから、当分の間、資源的制約や森林の公益的機能発揮の要請に応えるため、生産を拡大することが困難であるとしても、将来的には森林資源の保続培養によって国内林業生産の増大を図ることが必要である。そのため、林

道、造林等の生産基盤の開発整備、林業経営の規模の拡大、協業の推進等林業構造の改善、後継者の育成、就業条件の改善、その他林業従事者の確保および福祉の向上、木材加工流通の合理化等のための諸施策が従来にも増して推進されなければならない。

さらに、外材の輸入については、すでに述べたように今後国内森林資源の整備に対する努力が十分払われることを前提としても将来の木材需要の増大に応えるためには、かなり長期にわたって相当量の外材の輸入にまたざるを得ない現状にあるが、近年の産地国の木材需要の急増、自然保護運動の高まり等の社会的経済的事情の変化は短期的にも円滑な外材輸入を困難ならしめており、また、長期的には世界的な木材需要の増大と森林資源の絶対量の減少は遠からず木材が世界的にみても窮乏する可能性を示しており、わが国に必要な外材を長期にわたって安定的に確保することはかなりの努力を要することが予想されるのである。

しかし、ここ数年の外材輸入の経過をみると無秩序な外材輸入が、国内林業の発展に大きな影響を与えるとともに産地国に対しても好ましからざる影響を与えている状況にかんがみ、長期的には産地国の森林資源の開発、培養に関する経済協力の充実を図り、産地国との協調のもとでの安定的な供給源を確保するとともに、短期的には外材輸入に対する指導監督の強化その他適正円滑な外材輸入の確保を図るための施策の展開が強く要請されるのである。

第2は、森林・林業に対する国民の多様かつ広範な要請に応えるよう・森林の多角的機能を総合的かつ最高度に発揮するための計画の樹立、森林施業、森林の開発規制等を行なう必要があることである。

すなわち、社会の高密度化の進展によって森林のもつ木材生産、国土の保全等の多様な機能に対する社会的要請は都市、農山村等の地域の特徴をもちながら今後ますます高まっていくものと考えられるが、このようななかで木材の生産、自然保護といった森林の機能のある一面のみがとりあげられ、片よった視点からの森林施業が進められるならば、結果的には総体的価値としての森林資源および森林生産力は減退し、公益的にも経済的にも国民の財産は徐々に失われることとなろう。

そして、前述したように一見相容れないと考えられがちな森林の諸機能は、特別の場合を除いて基本的には適正な森林施業の展開によって調和的に発揮できるものであり、公益的機能に対する適正な援助措置がこれをさらに容易ならしめるものなのである。

したがって、今後の森林・林業施策の展開に当っては、まず、都市、農山村等の各地域に

おける森林・林業の果たすべき役割をよりの確には握するとともに、森林の公益的機能の科学的な把握に努め、これらの基礎的調査を前提として各種の森林の保全または利用に関する計画が森林の多角的機能の総合的かつ最高度の発揮に役立つよう所要の改定等を行なう必要がある。

つぎに、このような計画を前提として、真に森林の多角的機能を発揮できるよう適正な森林施業の実施が必要であり、そのための林業技術の新たな展開が重要な課題となるとともに、林業者の経済活動のなかで負担しえない公的制約の伴う場合における森林の造成維持等についての援助等のあり方についてもさらに検討を進める必要がある。

さらに、国土の総合開発が進展するなかで、土地、水等の限りある国土資源を有効適切に利用する必要性が高まっているが、森林のもつ国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の公益的機能の維持増進と地域林業の振興を図るためには、森林の他用途への転用に際し、適切な調整がなされる必要がある、そのための法制の整備その他所要の施策の展開が望まれる。

第3は、国有林野事業の改善に関する問題である。

前述したとおり、46年から47年にかけてのわが国森林・林業に対する国民的関心は、国有林野事業についても同様に多様かつ広範であった。林政審議会の国有林野事業の改善に関する答申は、ちょうどこの時期に審議検討されたものであるが、そのなかで国有林野事業の果たすべき使命として、必ずしも短期的な時代の要請の変化のみに目を奪われることなく、いわゆる原点に立ち返り、長期的な視点に立って、国有林野のもつ国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の公益的機能と木材の計画的、持続的供給等の経済的機能を総合的かつ最高度に発揮することが強調されている。

したがって、国有林野事業の改善に当っては、まず、長期的視点に立った国有林野のもつ多角的機能の総合的発揮を旨とする経営の樹立を念頭に、経営基本計画等の各種長期計画を改定するとともに、これらに定める各種事業を着実に実施する必要がある。

また、国有林野における森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、すぐれた国有林野を次代の国民に引き継ぐための経営の改善合理化については、公益的事業分野における事業の増大に対応して費用負担の改善を図るとともに、企業経営的分野においては、経営内外の諸条件の展開を十分見通したうえで、各種事業、組織、人員等について企業の能率性を中心とする経営の抜本的改善対策を樹立し、これを着実に推進する必要がある。この場合、国有林野事業における販売、組織、人員規模等の現況が必ずしも全国一律一様でないことから、

とくにそれぞれの地域性を十分考慮した改善対策の具体化が望まれるところである。

さらに、国有林野事業の改善合理化は、各種の一般林業施策の展開とあいまって推進される必要があるが、とくに内陸製材業の構造改善等木材の加工流通に関する施策、民有林、国有林を通ずる問題として林業労働者の福祉の向上、養成および確保に関する施策、山村における産業および生活基盤の整備等山村地域の振興のための施策等の諸施策の拡充強化が必要であることは論をまたない。